

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

消防事業の財務事務の執行について

令和6年3月

さいたま市包括外部監査人
公認会計士 小松 聡

目次

第 1 章	外部監査の概要	2
1	外部監査の種類	2
2	選定した特定の事件	2
3	特定の事件を選定した理由	2
4	外部監査の対象期間	3
5	監査対象部局	3
6	主な監査手続について	3
7	外部監査の実施期間	3
8	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	3
9	利害関係	3
第 2 章	監査対象の概要	5
1	さいたま市における消防事業の概要	5
(1)	消防局の組織、人員の状況	5
(2)	消防局各課等の事務分掌と歳入歳出予算決算の状況	9
(3)	消防関連施設等の概要	38
(4)	消防関連計画の概要と位置づけ	42
第 3 章	外部監査の結果及び意見の概要	47
1	主な監査手続	47
2	監査の結果及び意見の概要	47
第 4 章	監査の結果及び意見	49
1	個別的事項	49
(1)	契約事務	49
(2)	備品等管理事務	54
(3)	勤怠等管理事務	58
(4)	その他の事務	60
2	全般的事項	69
(1)	事務の効率化	69
(2)	組織体制及び事務事業の合理化・規模の適正化	74
(3)	計画の進捗状況	91
3	最後に	106

包括外部監査の結果報告書

さいたま市包括外部監査人 公認会計士 小松 聡

第 1 章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定めるさいたま市との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件

消防事業の財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

令和 4 年 8 月には、新型コロナウイルス感染症陽性者の救急搬送件数が過去最多を記録したことに伴い救急搬送の困難事案についても頻発し、災害レベルともいえる状況に直面することとなっている。また、我が国を含む世界的な気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、さいたま市でも地震や大雨による自然災害に備え、防災・消防体制の強化が求められることとなっている。

さいたま市は、「さいたま市総合振興計画基本計画」（2030 さいたま 輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン）（以下「総合振興計画」という。）において、防災・消防の分野の目指すべき方向性として、災害に強い都市の構築（市民の生命・身体及び財産を守り、安全で安心して暮らせるよう、災害に強く、災害があっても都市機能の回復が図られる強じんさを併せ持つ都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら防災・消防体制の充実を図る。）を政策の柱としている。これを達成するための施策として、消防の分野において、「消防・救急体制の充実強化」を掲げており、消防局が中心となり、具体的な目標設定及び具体的な事業への落とし込みを行い、日々の消防事業の円滑な運営に努めている。

さいたま市の、令和 4 年度の一般会計歳出当初予算額 6,373 億円のうち、消防費は 175 億円と全体の 3%弱であることから、必ずしも大規模なものではない。しかしながら、火災の予防、警戒、鎮圧及び救急業務、その他災害の防除、災害による被害の軽減の活動や救命救急活動などを通じて市民生活を守る重要な役割を担っていることから、限られた予算の中でも持続可能なものである必要がある。

そのため、消防事業について、その合規性を見るとともに経済性、効率性、有効性の観点から監査人の視点で検討を行うことが有意義であると判断し特定の

事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

令和4年度及び必要に応じ他の年度

5 監査対象部局

消防局及び必要に応じ関連する部局

6 主な監査手続について

実施した監査手続は以下のとおりである。

- ◆さいたま市消防力整備計画及びさいたま市消防団充実強化計画の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当課へのヒアリングを行った。
- ◆合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行った。
- ◆事業の実施に際し、経済性・効率性・有効性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当課へのヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ◆その他監査の過程で必要と認めた手続を実施した。

7 外部監査の実施期間

令和5年7月24日から令和6年3月31日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	長村彌角
公認会計士	田高禎治
公認会計士	西村仁志
公認会計士	菊地健太
公認会計士論文式試験合格者	高橋英隆
公認会計士論文式試験合格者	福井 拓
公認会計士論文式試験合格者	橋本雄一

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書表中の金額は、単位未満を切り捨て表示しているため、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第 2 章 監査対象の概要

本章の以下の記述は、「総合振興計画」、「さいたま市消防力整備計画（令和 3 年 3 月策定）」及び「さいたま市消防団充実強化計画（令和 4 年 4 月改定版）」の記載内容を一部抜粋又は一部要約して記載している。

なお、以下に記載している概要は、時点の明記があるものを除き、令和 4 年 4 月 1 日時点の情報としている。

1 さいたま市における消防事業の概要

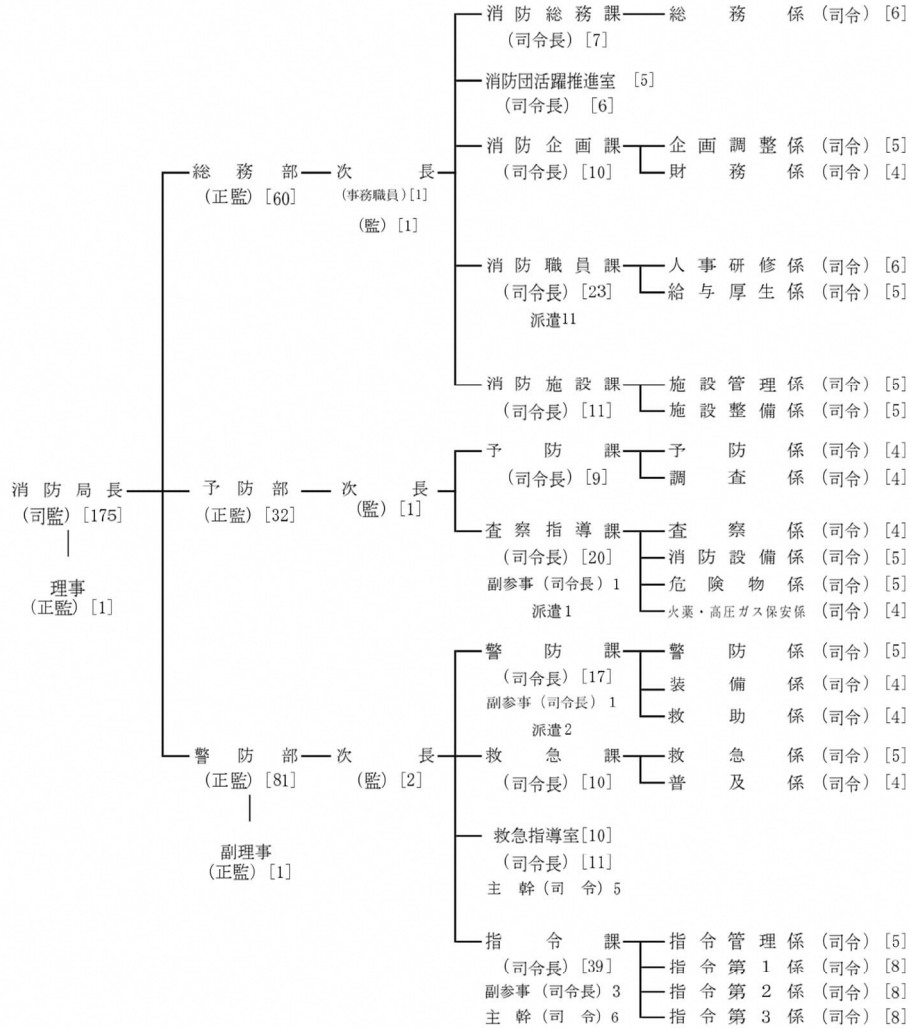
(1) 消防局の組織、人員の状況

消防事業を担当している消防局の各課及び消防署（出張所含む）（以下「各課等」という。）の組織図、人員配置の状況は次ページのとおりである。

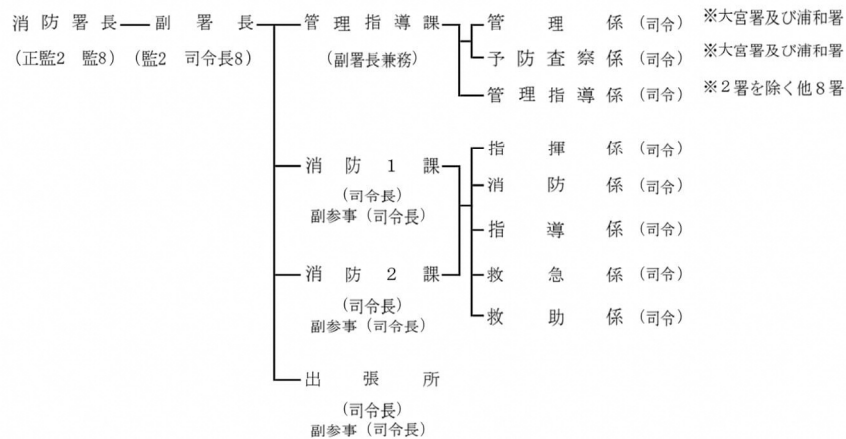
◆組織図

令和4年4月1日現在

【消防局】



【消防署】^{10署16出張所}



出典：消防局作成資料

◆人員配置表

令和4年4月1日現在

	配置人員					実働人員 (B)	非実働人員		その他 職員	備考	
	事務 職員	技術 職員	技能 職員	再任用 職員	合計 (A)		派遣 職員	その他			
総数	1,338	6	-	56	1,400	1,385	14	1	17		
局長等	2	-	-	-	2	2	-	-	-		
総務部	総数	54	6	-	2	62	51	11	-	17	
	部長等 ※部付の職員	3	1	-	-	4	4	-	-	-	
	消防総務課	7	-	-	-	7	7	-	-	6	※1
	消防団活躍推進室	5	-	-	2	7	7	-	-	-	
	消防企画課	10	-	-	-	10	10	-	-	-	
	消防職員課	22	1	-	-	23	12	11	-	11	※2
	消防施設課	7	4	-	-	11	11	-	-	-	
予防部	総数	32	-	-	15	47	46	1	-	-	
	部長等 ※部付の職員	2	-	-	-	2	2	-	-	-	
	予防課	9	-	-	14	23	23	-	-	-	
	査察指導課	21	-	-	1	22	21	1	-	-	
警防部	総数	81	-	-	18	99	97	2	-	-	
	部長等 ※部付の職員	4	-	-	-	4	4	-	-	-	
	警防課	17	-	-	2	19	17	2	-	-	
	救急課	10	-	-	12	22	22	-	-	-	
	救急指導室	11	-	-	2	13	13	-	-	-	
	指令課	39	-	-	2	41	41	-	-	-	
消防署(10署)	総数	1,169	-	-	21	1,190	1,189	-	1	-	
	部長等 ※部付の職員	24	-	-	-	24	24	-	-	-	
	管理指導課	63	-	-	21	84	83	-	1	-	
	消防1課	322	-	-	-	322	322	-	-	-	
	消防2課	322	-	-	-	322	322	-	-	-	
	出張所	438	-	-	-	438	438	-	-	-	

出典：消防局作成資料を基に監査人が加工

※1：会計年度任用職員 6 名

※2：外部派遣 11 名、産業医 11 名

(2) 消防局各課等の事務分掌と歳入歳出予算決算の状況

消防局各課等の事務分掌及び歳入歳出予算決算額の概況は以下のとおりである。
 なお、いずれも市の作成情報を出所としている。

●総務部

①消防総務課

i) 事務分掌

- ・局内の公印管理及び文書事務に関すること。
- ・消防関係例規の制定、改廃及び公布に関すること。
- ・局内の式典及び行賞に関すること。
- ・元消防職員による消防協力体制に関すること。
- ・局内の広聴及び広報の総合調整に関すること。
- ・消防音楽隊に関すること。
- ・消防長会等(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- ・局内の業務委託契約及び特定調達契約に係る審査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- ・部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- ・局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。
- ・局内及び部内の連絡調整に関すること。
- ・局内の他部及び部内の他課室の所管に属さない事項に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
なし								

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	常備 消防費	報酬	4,364	4,635	3,131	4,244	4,915
			職員手 当等	-	-	-	-	427
			報償費	221	247	221	164	208
			旅費	1,285	1,814	418	629	1,228
			交際費	270	268	1	0	93

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
			需用費	4,739	4,840	3,668	3,722	3,952
			役務費	1,358	1,428	1,166	1,188	1,366
			委託料	-	1,328	0	0	-
			使用料 及び 賃借料	344	20	21	289	1,176
			備品購 入費	274	141	0	-	-
			負担 金、補 助金及 び交付 金	1,990	1,994	1,988	1,988	1,994
			合計	14,848	16,721	10,618	12,229	15,362

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
なし					

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報酬	6,166	4,915
			職員手当等	496	427
			報償費	213	208
			旅費	1,785	1,228
			交際費	300	93
			需用費	4,334	3,952
			役務費	1,440	1,366
			使用料及び 賃借料	1,204	1,176
			負担金、補 助金及び交 付金	1,995	1,994

款	項	目	節	予算現額	支出済額
		合計		17,933	15,362

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

◆消防業務推進事業

1. 消防業務の推進

消防局の広報事務、表彰事務、文書事務、郵便料の執行等、消防局の管理運営を行う。

また、消防協力体制の充実強化を図る。

2. 消防音楽隊に関する事務

演奏活動を通じて消防行政全般について広報を行うため、消防音楽隊の運営を行い、市民の防火防災意識の高揚を図る。

・過去5年間の歳出決算額の推移 (H30～R4)

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防業務推進事業	14,848	16,721	10,618	12,229	15,362

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
消防業務推進事業	17,933	15,362

②消防団活躍推進室

i) 事務分掌

- ・消防団の組織、定数及び運営に関すること。
- ・消防団員の人事、服務、表彰その他身分に関すること。
- ・消防団業務の企画立案に関すること。
- ・消防団充実強化計画の総合調整及び進行管理に関すること。
- ・消防団員等の公務災害補償に関すること。
- ・自警消防団に対する助成金の交付に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
国庫 支出金	国庫 補助金	消防費 国庫補 助金	消防費 補助金	-	1,347	2,398	5,296	2,562
	委託金	消防費 委託金	消防費 委託金	-	-	847	-	162
諸収入	雑入	雑入	消防費 雑入	36,899	28,429	21,955	24,681	30,953
			合計	36,899	29,776	25,200	29,977	33,677

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	非常備 消防費	報酬	48,655	48,004	47,739	47,889	128,729
			災害 補償費	3,511	3,547	3,298	3,451	3,271
			報償費	33,197	24,675	18,153	20,894	27,230
			旅費	72,871	66,519	52,698	66,284	20
			交際費	90	90	0	-	23
			需用費	17,652	18,223	23,451	19,190	19,819
			役務費	104	109	168	31	34
			委託料	3,298	3,016	1,271	2,189	3,029
			使用料 及び 賃借料	195	195	-	-	200
			備品購 入費	-	-	6,399	15,892	-
			負担 金、補 助金及 び交付 金	54,939	54,782	55,023	55,490	55,667
						合計	234,517	219,163

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
国庫支出金	国庫補助金	消防費	消防費	-	2,562
		国庫補助金	補助金		
	委託金	消防費	消防費	-	162
		委託金	委託金		
諸収入	雑入	雑入	消防費雑入	37,440	30,953
		合計		37,440	33,677

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	非常備 消防費	報酬	133,783	128,729
			災害補償費	3,887	3,271
			報償費	33,203	27,230
			旅費	25	20
			交際費	150	23
			需用費	20,084	19,819
			役務費	115	34
			委託料	3,386	3,029
			使用料及び 賃借料	201	200
			負担金、補 助金及び交 付金	56,044	55,667
		合計		250,878	238,025

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

◆消防団運営事業

1. 消防団の充実強化

消防団充実強化計画に基づき、消防団員の確保対策、活動環境の整備及び活動能力向上のために必要な事業を行う。

2. 消防団組織運営の維持

消防団の円滑な運営及び活動環境維持のために、運営費の交付や公務災害補償に関する事務、退職報償金の支給、消防団員研修等の管理事務を行い、消防団組

織を適正に運営する。

3. 自警消防団への助成

市内に組織された自警消防団の運営に必要な助成金を交付する。

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防団運営事業	234,517	219,163	208,207	231,315	238,025

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
消防団運営事業	250,878	238,025

③消防企画課

i) 事務分掌

- ・局内の組織及び職員定数に関すること。
- ・局内の職務及び事務の分掌に関すること。
- ・局内の基本施策に関すること。
- ・消防力整備計画の総合調整及び進行管理に関すること。
- ・局内の事務事業の総合調整及び進行管理に関すること。
- ・消防統計に関すること。
- ・局内の予算及び決算の総合調整に関すること。
- ・補助事業等の総合調整に関すること。
- ・庁用物品の出納及び保管に関すること。
- ・消防職員（以下「職員」という。）の被服等の給与及び貸与に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移（H30～R4）

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
寄附金	寄附金	消防費 寄附金	消防費 寄附金	-	-	-	2,483	-
			合計	-	-	-	2,483	-

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	常備 消防 費	報酬	-	70	60	-	-
			旅費	43	188	20	11	9
			需用費	116,041	107,577	78,872	99,493	99,789
			役務費	7,509	5,077	5,611	5,097	5,305
			委託料	-	6,270	-	-	-
			使用料 及び 賃借料	10,276	10,340	10,552	9,911	10,006
			備品購 入費	30,476	3,684	18,428	19,459	2,465
			合計	164,348	133,209	113,545	133,972	117,575

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
なし					

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報酬	-	-
			旅費	16	9
			需用費	100,016	99,789
			役務費	5,466	5,305
			委託料	-	-
			使用料及び 賃借料	11,474	10,006
			備品購入費	2,475	2,465
		合計		119,447	117,575

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
 ・実施事業概要

◆消防局運営事業
1. 消防力等の体制強化 移転後の中央消防署において、必要な消耗品の調達を行う。
2. 執務環境の維持管理 消防局及び消防署所の執務環境の維持に必要な複写機及び寝具の借上げや、共通備品の払出し等を行う。
3. 消防活動に要する被服等の調達 消防活動を安全かつ円滑に遂行するため必要な防火服を含む消防活動用被服の給貸与等を行う。
◆消防署運営事業
1. 消防署所に係る物品等の調達 消防署所における執務環境を維持するため、必要な消耗品及び庁用備品の調達等を行う。
◆消防企画管理事業
1. 損害賠償事務 消防法に基づく消火、救助、救急等の活動に起因する損害賠償に係る保険事務を行う。
2. 外部機関会議 所管事業に関する外部機関主催の会議に参加する。

・過去5年間の歳出決算額の推移 (H30～R4)

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防局運営事業	125,484	117,797	85,179	108,463	108,565
消防署運営事業	37,143	7,191	26,228	23,701	7,195
消防企画管理事業	1,720	8,220	2,137	1,806	1,814

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
消防局運営事業	110,388	108,565
消防署運営事業	7,220	7,195
消防企画管理事業	1,839	1,814

④消防職員課

i) 事務分掌

- ・職員の配置に関すること。
- ・職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。
- ・職員の競争試験、選考に関すること。
- ・職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ・職員の人事評価に関すること。
- ・職員の研修に関すること。
- ・消防職員委員会に関すること。
- ・安全運転管理に関すること。
- ・職員の給与に関すること。
- ・職員の公務災害に関すること。
- ・職員の安全衛生管理に関すること。
- ・職員の福利厚生に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
諸収入	雑入	雑入	消防費 雑入	1,229	362	2,372	705	1,074
			合計	1,229	362	2,372	705	1,074

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消 防 費	消 防 費	常備 消防 費	報酬	8,081	8,076	8,076	7,887	8,013
			報償費	149	267	0	272	272
			旅費	7,052	6,481	2,067	5,056	5,988
			需用費	1,058	1,032	1,223	1,145	1,245
			役務費	4,106	4,234	3,922	3,324	3,861
			委託料	670	667	580	477	383
			備品購入費	-	366	-	77	-
			負担金、補助金及び交付金	40,479	40,104	16,828	36,969	37,515

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
			合計	61,598	61,230	32,698	55,209	57,280

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
諸収入	雑入	雑入	消防費雑入	418	1,074
			合計	418	1,074

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報酬	8,086	8,013
			報償費	272	272
			旅費	6,141	5,988
			需用費	1,324	1,245
			役務費	4,303	3,861
			委託料	616	383
			負担金、補助金及び交付金	37,953	37,515
			合計	58,695	57,280

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

<p>◆職員研修事業(消防職員課)</p> <p>1. 職員研修事業 職員が職務の遂行上必要な知識、技術等を修得するため、各種研修を実施する。 また、職場における安全運転を確保するため、安全運転管理者を選任し、安全運転の徹底を図る。</p> <p>◆職員管理厚生事業</p> <p>1. 衛生管理事務 労働安全衛生法に基づき、消防局及び各消防署に産業医を選任し、職員の健康管理及び職場環境の改善を図る。</p> <p>2. 予防接種の実施その他 消防力を低下させないために、災害現場で活動する職員に対し予防接種を実施</p>
--

する。

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
職員研修事業 （消防職員課）	49,555	48,781	20,014	43,549	44,727
職員管理厚生事業	12,043	12,448	12,683	11,660	12,552

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
職員研修事業（消防職員課）	45,759	44,727
職員管理厚生事業	12,936	12,552

⑤消防施設課

i) 事務分掌

- ・局内の公有財産の管理に関すること。
- ・消防の用に供する施設の維持管理及び修繕に関すること。
- ・消防水利に関すること。
- ・局内の公有財産の取得及び処分に関すること。
- ・消防の用に供する施設の建設及び改修に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移（H30～R4）

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
使用料 及び 手数料	使用料	消防 使用料	消防 使用料	164	163	201	196	198
国庫 支出金	国庫 補助金	消防費 国庫 補助金	消防費 補助金	13,526	-	11,043	2,743	11,043
財産 収入	財産 運用 収入	財産 貸付 収入	土地建 物貸付 収入	34,880	37,855	38,202	38,997	26,923

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
諸収入	雑入	雑入	消防費 雑入	997	1,340	2,313	7,142	5,579
			合計	49,568	39,359	51,760	49,079	43,744

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	消防施設費	旅費	14	-	7	-	-
			需用費	214,554	219,622	224,149	236,350	260,920
			役務費	16,906	11,247	17,823	22,760	23,210
			委託料	142,872	212,712	150,789	177,431	190,089
			使用料及び 賃借料	5,787	12,520	5,921	5,925	66,454
			工事請負 費	1,997,025	2,059,710	803,620	1,827,088	543,725
			公有財産 購入費	-	-	-	-	13,920
			原材料費	1,287	1,769	1,792	1,387	1,490
			備品購入 費	1,259	556	653	511	-
			負担金、 補助金及 び交付金	45,146	58,390	67,668	64,959	60,911
			補償、補 填及び賠 償金	50,897	5,139	285	48,010	3,984
			合計	2,475,752	2,581,677	1,272,712	2,384,426	1,164,707

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
使用料及び 手数料	使用料	消防使用料	消防使用料	187	198
国庫支出金	国庫補助金	消防費国庫	消防費	11,043	11,043

款	項	目	節	予算現額	収入済額
		補助金	補助金		
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	27,034	26,923
諸収入	雑入	雑入	消防費雑入	5,095	5,579
			合計	43,359	43,744

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	消防施設費	需用費	311,789	260,920
			役務費	41,208	23,210
			委託料	253,874	190,089
			使用料及び賃借料	66,455	66,454
			工事請負費	987,820	543,725
			公有財産購入費	21,000	13,920
			原材料費	1,491	1,490
			負担金、補助金及び交付金	61,794	60,911
			補償、補填及び賠償金	3,996	3,984
			合計	1,749,427	1,164,707

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額・実施事業概要

<p>◆消防施等維持管理事業</p> <p>1. 消防力等の体制強化 移転後の中央消防署において、消防施設の運用管理及び保守管理を行う。</p> <p>2. 消防施設の運用管理 施設の維持に必要な消耗品の調達、光熱水費等の管理、植栽の維持管理等を行う。</p> <p>3. 消防施設の保守管理・法定点検 建築物の維持管理に関する法令等を遵守し、安全で衛生的な環境を確保するため、清掃、設備等の保守管理及び法定点検を行う。</p> <p>◆消防施設等整備事業</p>
--

1. 消防力等の体制強化
中央消防署移転整備に係る建設工事の完了に伴い、旧庁舎の解体工事等を行う。 (仮称)城南地区出張所の整備に係る基本・実施設計等を行う。
2. 消防団の充実強化
和土分団車庫の移転整備に係る建設工事等を行う。 三室第2分団車庫の移転整備に係る設計業務等を行う。
3. 消防分団車庫の整備
交差点改良事業に伴う、東部分団車庫の移転整備に係る既存車庫の解体工事等を行う。
◆消防水利整備事業
1. 消火栓の設置及び維持管理
消防水利が不足している地域に消火栓を整備する。 また、既存の消火栓の適正な維持管理を行う。
2. 防火水槽の維持管理
市内に設置されている防火水槽の修繕及び防火水槽用地の適正な維持管理を行う。
3. 耐震性防火水槽の整備等
耐震性防火水槽の設置工事及び家屋調査を行う。 また、令和5年度に整備予定の耐震性防火水槽設計業務を行う。

・過去5年間の歳出決算額の推移 (H30～R4)

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防施設等 維持管理事業	425,113	959,954	341,755	388,125	559,712
消防施設等 整備事業	1,902,991	1,515,763	779,532	1,834,732	352,170
消防水利整備事業	147,647	105,960	151,424	161,568	252,824

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
消防施設等維持管理事業	993,282	559,712
消防施設等整備事業	470,452	352,170
消防水利整備事業	285,693	252,824

●予防部

①予防課

i) 事務分掌

- ・火災予防業務の企画立案に関すること。
- ・火災予防の普及啓発に関すること。
- ・防火・防災管理制度に関すること。
- ・住宅防火対策及び放火防止対策の推進に関すること。
- ・少年消防団に関すること。
- ・火災予防関係団体との連絡調整に関すること。
- ・防災展示ホールの運営及び防災広報車の運用に関すること。
- ・火災調査業務に関すること。
- ・火災調査技術の研究に関すること。
- ・火災統計に関すること。
- ・生活関連機器出火危険等の情報収集及び情報提供に関すること。
- ・部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- ・部内の事務事業の調整に関すること。
- ・部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
なし								

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	常備 消防費	報償費	222	215	123	41	36
			旅費	139	162	20	20	48
			需用費	10,144	9,410	8,132	7,305	7,329
			役務費	225	228	1,367	179	250
			委託料	2,813	4,246	2,420	3,146	3,900
			使用料 及び賃 借料	9,983	11,356	10,033	11,018	10,827
			備品購	1,647	2,719	1,123	1,719	1,424

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
			入費					
			負担 金、補 助金及 び交付 金	27	27	2	0	5
			合計	25,204	28,366	23,224	23,430	23,822

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
なし					

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報償費	45	36
			旅費	161	48
			需用費	7,635	7,329
			役務費	277	250
			委託料	3,907	3,900
			使用料及び 賃借料	11,037	10,827
			備品購入費	1,425	1,424
			負担金、補 助金及び交 付金	27	5
			合計	24,514	23,822

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

◆火災予防推進事業

1. 火災予防対策の推進

火災の発生防止と火災による被害を軽減するため、防火訪問を実施し、各種防火対策について指導するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進

<p>する。</p> <p>2. 消防防災学習施設の充実 市民の防火防災意識の高揚を図るため、災害等の疑似体験を提供する消防防災学習施設の管理及び運営を行う。</p> <p>3. 火災予防の普及啓発 市民の火災予防に対する意識の高揚を図るため、積極的に広報し、火災予防思想を普及啓発する。</p>
--

・過去5年間の歳出決算額の推移 (H30～R4)

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
火災予防推進事業	25,204	28,366	23,224	23,430	23,822

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
火災予防推進事業	24,514	23,822

②査察指導課

i) 事務分掌

- ・査察業務の企画立案に関すること。
- ・消防対象物の査察に関すること。
- ・消防対象物の違反処理に関すること。
- ・消防用設備等の審査基準に関すること。
- ・建築確認等の同意に関すること。
- ・危険物の規制事務に関すること。
- ・危険物流出等の事故原因調査に関すること。
- ・火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規制事務に関すること。
- ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規制事務に関すること。
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規制事務に関すること。
- ・ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく立入検査等に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
使用料 及び手 数料	手数料	消防 手数料	消防 手数料	7,307	6,591	5,370	6,191	5,338
			合計	7,307	6,591	5,370	6,191	5,338

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	常備 消防費	報償費	-	-	-	-	50
			旅費	284	356	21	76	171
			需用費	3,082	4,333	4,044	4,497	3,623
			役務費	538	743	572	555	566
			委託料	-	-	-	-	29,700
			備品 購入費	880	244	288	354	201
			負担金、 補助金 及び交 付金	479	380	242	567	959
			合計	5,266	6,058	5,169	6,051	35,272

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
使用料及び 手数料	手数料	消防手数料	消防手数料	6,700	5,338
			合計	6,700	5,338

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報償費	50	50
			旅費	382	171
			需用費	3,633	3,623
			役務費	708	566
			委託料	32,970	29,700
			備品購入費	231	201
			負担金、補助金及び交付金	1,304	959
			合計	39,278	35,272

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

◆予防規制等推進事業
1. 火災予防対策の推進 類似火災の発生防止及び危険物等の事故防止を目的に、事業者等を対象とした講習会を開催し、火災予防の推進を図る。
2. 査察事務 事業所等に対し、消防法令の現行基準及び法令改正基準へ適合するよう指導を行う。
3. 消防同意・検査等事務 建築確認申請等の消防同意に必要な審査、消防用設備等の検査及び設置に関する指導並びに届出・申請等の受付処理を行う。

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
予防規制等推進事業	5,266	6,058	5,169	6,051	35,272

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
予防規制等推進事業	39,278	35,272

●警防部

①警防課

i) 事務分掌

- ・ 警防業務の企画立案に関すること。
- ・ 警防活動体制に関すること。
- ・ 大規模災害に関すること。
- ・ 消防相互応援協定に関すること。
- ・ 緊急消防援助隊に関すること。
- ・ 消防の用に供する車両及び機械器具に関すること。
- ・ 局内の公用車の事故処理に関すること。
- ・ 全国消防長会技術委員会に関すること。
- ・ 救助業務の企画立案に関すること。
- ・ 特殊災害に関すること。
- ・ 国際消防援助隊に関すること。
- ・ 部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- ・ 部内の事務事業の調整に関すること。
- ・ 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
国庫 支出金	国庫 補助金	消防費 国庫 補助金	消防費 補助金	102,801	-	94,115	122,495	90,057
県支出 金	県補助 金	消防費 県補助 金	消防費 補助金	-	-	14,815	2,806	-
			消防費 県補助 金	-	7,008	-	-	-
諸収入	雑入	雑入	消防費 雑入	121	87	13	9	18
		違約金 及び延 納利息	違約金 及び延 納利息	-	231	-	-	-
			合計	102,922	7,327	108,944	125,310	90,075

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消 防 費	消 防 費	常備 消防費	旅費	915	2,958	123	522	1,163
			需用費	49,759	42,715	50,368	49,798	42,922
			役務費	6,661	8,583	7,598	8,884	7,759
			委託料	-	-	3,509	-	-
			使用料 及び賃 借料	161	2,144	12,544	6,354	6,461
			備品購 入費	26,303	9,725	43,443	8,698	5,195
			負担 金、補 助金及 び交付 金	623	499	394	724	1,535
		消防施設 費	旅費	766	1,025	564	762	480
			需用費	184,644	134,317	141,822	157,228	170,284
			役務費	6,152	7,070	6,571	6,780	6,660
			使用料 及び賃 借料	9,238	9,534	10,109	10,597	10,485
			備品購 入費	914,136	917,224	651,008	1,060,879	782,388
			公課費	6,178	6,866	6,722	6,896	7,024
				合計	1,205,543	1,142,664	934,781	1,318,128

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
国庫支出金	国庫負担金	消防費	消防費	1,000	-
		国庫負担金	負担金		
諸収入	雑入	消防費	消防費	90,149	90,057
		国庫補助金	補助金		
		雑入	消防費雑入	-	18

款	項	目	節	予算現額	支出済額
			合計	91,149	90,075

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	旅費	1,735	1,163
			需用費	43,734	42,922
			役務費	8,711	7,759
			使用料及び 賃借料	6,556	6,461
			備品購入費	5,236	5,195
			負担金、補 助金及び交 付金	1,543	1,535
			合計		
		消防施設費	旅費	973	480
			需用費	170,439	170,284
			役務費	7,066	6,660
			使用料及び 賃借料	11,706	10,485
			公課費	7,899	7,024
			備品購入費	960,916	782,388
			合計	1,226,514	1,042,360

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

◆消防装備運営事業

1. 消防装備等運営事業

全国消防長会技術委員会及び常任委員会を開催する。

- ・ 第100回技術委員会
- ・ 令和4年5月中旬(埼玉県さいたま市)
- ・ 常任委員会
- ・ 令和4年10月下旬(広島県福山市)

◆災害対策事業

1. 災害対策事業

部隊が応援先に出動するための移動に係る経費並びに出動部隊が応援活動に必要な燃料、食糧及び消耗品を確保する。

◆警防業務推進事業

<p>1. 警防業務推進事業</p> <p>隊員の育成、部隊活動能力の強化を図るため、各種研修及び訓練を実施する。 効果的な消防活動を行うため、消防活動用資機材の整備及び点検を行う。</p> <p>◆消防装備等維持管理事業</p> <p>1. 消防装備等維持管理事業</p> <p>消防車両の法令点検及び修理並びに消防活動用資機材、リース契約車両等の維持管理を行う。</p> <p>◆消防装備等整備事業</p> <p>1. 車両整備事業</p> <p>消防車両の老朽化に伴い、車両整備基準に基づき、更新整備を行う。</p>

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防装備運営事業	195	489	-	-	209
警防業務推進事業	84,229	66,136	117,982	74,982	64,828
消防装備等維持管理 事業	201,828	155,090	163,600	177,942	192,207
消防装備等整備事業	919,289	920,947	653,198	1,065,202	785,115

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
消防装備運営事業	221	209
災害対策事業	1,000	-
警防業務推進事業	66,294	64,828
消防装備等維持管理事業	193,178	192,207
消防装備等整備事業	965,821	785,115

②救急課

i) 事務分掌

- ・救急業務の企画立案に関すること。
- ・救急需要対策に関すること。
- ・応急手当の普及啓発に関すること。
- ・患者等搬送事業の認定及び指導に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
諸収入	雑入	雑入	消防費 雑入	6,991	6,667	6,331	6,150	2,528
寄附金	寄附金	消防費 寄附金	消防費 寄附金	-	-	-	1,386	-
国庫 支出金	国庫 補助金	消防費 国庫 補助金	消防費 補助金	-	-	1,298	-	-
			合計	6,991	6,667	7,629	7,536	2,528

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消 防 費	消 防 費	常備 消防費	報償費	11,812	9,553	3,524	6,981	370
			旅費	411	427	79	14	3
			需用費	13,449	15,620	66,909	52,615	13,326
			役務費	5,064	5,448	4,264	5,184	3,521
			委託料	27,606	27,907	30,471	36,151	33,452
			使用料及び 賃借料	3,913	3,915	3,917	4,586	5,070
			備品購入費	7,745	5,349	15,781	3,160	185
			負担金、補助金 及び交付金	1,405	1,367	574	966	-
			合計	71,409	69,590	125,521	109,661	55,930

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
諸収入	雑入	雑入	消防費雑入	2,529	2,528
			合計	2,529	2,528

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報償費	462	370
			旅費	7	3
			需用費	14,453	13,326
			役務費	4,549	3,521
			委託料	33,679	33,452
			使用料及び 賃借料	5,074	5,070
			備品購入費	201	185
			合計	58,425	55,930

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額

・実施事業概要

<p>◆救急業務推進事業</p> <p>1. 円滑な救急活動の推進 高齢者宅等の救急現場において、傷病者の情報を迅速に把握し、医療機関へ速やかに搬送するために、緊急時安心キットの普及及び広報を行う。</p> <p>2. 救急業務推進事業 救急活動に必要な資器材の整備及び点検を行う。</p> <p>◆救急高度化推進事業</p> <p>1. 応急手当の普及啓発 市民が行う AED などを用いた応急手当実施率の向上を図るため、応急手当の指導及び応急手当の指導者の育成を行い、必要な訓練用資器材の整備を行う。</p> <p>2. AED 等の維持管理 消防庁舎及び消防車両に配備している AED 等の維持管理を行う。</p>
--

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
救急業務推進事業	46,367	49,286	106,805	89,108	47,317
救急高度化推進事業 (救急課)	25,041	20,303	18,715	20,552	8,612

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
救急業務推進事業	49,623	47,317
救急高度化推進事業（救急課）	8,802	8,612

③救急指導室

i) 事務分掌

- ・救急隊員等の教育訓練に関すること。
- ・救急ワークステーションに関すること。
- ・医療機関等との連絡調整に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移（H30～R4）

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
なし								

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消防費	消防費	常備 消防費	報償費	-	-	-	-	7,364
			旅費	-	-	-	-	418
			需用費	-	-	-	-	1,652
			負担 金、補 助金及 び交付 金	-	-	-	-	1,095
			合計	-	-	-	-	10,530

注) 令和4年4月より、救急課の指導係を廃止し、警防部に救急指導室を新設している。

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
なし					

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	報償費	8,411	7,364
			旅費	537	418
			需用費	1,682	1,652
			負担金、補助金及び交付金	1,095	1,095
			合計	11,725	10,530

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額

・実施事業概要

<p>1. 病院前救護体制の強化 救急医療機関との連携を図るとともに、救急救命士をはじめとする救急隊員に対し、知識や技術の維持・向上のための教育を行う。</p>
--

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急高度化推進事業（救急指導室）	-	-	-	-	10,530

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
救急高度化推進事業（救急指導室）	11,725	10,530

④指令課

i) 事務分掌

- ・消防通信業務の企画立案に関すること。
- ・消防救急無線に関すること。
- ・消防緊急情報システムに関すること。
- ・災害通報の受信及び出場指令に関すること。
- ・各種災害情報等の収集及び伝達に関すること。
- ・災害即報に関すること。

ii) 過去5年間の歳入歳出決算額の推移 (H30～R4)

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
なし								

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
消 防 費	消 防 費	常備 消防費	旅費	133	141	11	21	115
			需用費	3,022	3,961	2,414	1,923	2,424
			役務費	35,541	38,873	43,049	43,504	42,947
			委託料	125,655	146,281	140,970	140,379	88,143
			使用料及 び賃借料	609,706	643,495	648,729	651,690	656,973
			備品 購入費	20,654	8,441	—	264	394
			負担金、補 助金及び 交付金	349	353	337	337	343
		合計	795,063	841,549	835,513	838,121	791,343	

iii) 令和4年度歳入歳出予算額及び決算額

◆歳入

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	収入済額
なし					

◆歳出

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	支出済額
消防費	消防費	常備消防費	旅費	216	115
			需用費	2,626	2,424
			役務費	45,968	42,947
			委託料	88,220	88,143
			使用料及び 賃借料	657,426	656,973
			備品購入費	637	394
			負担金、補 助金及び交 付金	342	343
			合計	795,438	791,343

iv) 主な実施事業の概要、過去5年間の決算額の推移及び令和4年度の予算決算額
・実施事業概要

◆指令業務推進事業
1. 指令管制の体制維持 市民からの119番通報に対し、消防部隊への迅速な出動指令を行うため、消防緊急情報システムの維持管理を行う。
2. 消防通信の体制維持 消防活動を迅速かつ安全に遂行するため、通信設備の維持管理及び電波法に基づいた無線運用を行う。

・過去5年間の歳出決算額の推移（H30～R4）

単位：千円

予算事務事業	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
指令業務推進事業	795,063	841,549	835,513	838,121	791,343

・令和4年度歳出予算額及び決算額

単位：千円

予算事務事業	予算現額	支出済額
指令業務推進事業	795,438	791,343

(3) 消防関連施設等の概要

①消防庁舎の概要

令和4年4月1日現在

区分 名称	所在地	竣工 年月日	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
消防局	浦和区常盤 6-1-28	H2. 5. 31	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階	1,321.85	7,855.08	5,192.32
浦和消防署						
指令センター		H27. 11. 30	鉄筋コンクリート造2階	458.44	852.27	
木崎出張所	浦和区領家 4-21-20	H9. 12. 22	鉄骨造2階	234.42	459.00	812.43
日の出 出張所	浦和区東岸町 8-10	H19. 7. 31	鉄筋コンクリート造2階	680.37	1,059.41	2,310.56
西消防署	西区西大宮 3-48	S62. 9. 9	鉄筋コンクリート造3階	1,277.63	2,536.27	2,606.00
西遊馬 出張所	西区大字 西遊馬 307-1	S54. 5. 31	鉄筋コンクリート造2階	447.50	654.28	2,033.06
北消防署	北区宮原町 4-66-14	H5. 1. 29	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階	780.14	2,178.11	2,045.65
植竹出張所	北区植竹町 1-820-1	H15. 10. 10	鉄筋コンクリート造3階	559.39	1,300.84	1,135.75
防災センター	大宮区天沼町 1-893	H2. 3. 31	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階	1,942.99	6,392.58	20,553.16
大宮消防署						
氷川参道 出張所	大宮区吉敷町 1-136-1	H23. 8. 15	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階	791.48	1,166.16	1,482.87
大成出張所	大宮区大成町 1-226	H19. 11. 20	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階	679.06	1,278.69	1,618.58
見沼消防署	見沼区大字 片柳 1087-1	H31. 3. 11	鉄筋コンクリート造2階	1,232.78	2,343.48	6,089.81
蓮沼出張所	見沼区大字 蓮沼 267	S52. 3. 25	鉄筋コンクリート造2階	237.04	469.95	790.54
東大宮 出張所（複 合施設）	見沼区東大宮 4-31-1	S57. 5. 31	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階の1、2 階部分	309.89	576.40	2,027.27
春野出張所	見沼区春野 2-6-1	H8. 1. 22	鉄筋コンクリート造2階	433.26	803.96	1,000.34

区分 名称	所在地	竣工 年月日	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
中央消防署	中央区下落合 4-13-10	R3. 8. 31	鉄筋コンクリート造 2 階	1,054.38	1,998.69	5,017.95
桜消防署	桜区田島 4-23-7	H15. 7. 18	鉄筋コンクリート造 2 階	1,376.81	1,960.84	4,468.00
大久保 出張所	桜区大字五関 762-2	S53. 3. 27	鉄筋コンクリート造 2 階	313.29	464.14	1,135.20
西浦和 出張所	桜区田島 7-17-10	S56. 3. 31	鉄筋コンクリート造 2 階	414.95	652.27	836.23
南消防署 (複合施設)	南区根岸 3-10-7	S44. 7. 31	鉄筋コンクリート造 3 階	788.23	1,132.88	1,496.86
東浦和 出張所	南区大字大谷 口 5668	H12. 3. 23	鉄筋コンクリート造 2 階	548.08	930.56	957.00
緑消防署 (複合施設)	緑区大字大間 木 472	H28. 2. 24	鉄筋コンクリート造 3 階	2,509.69	2,557.11	4,229.00
美園出張所	緑区大字玄蕃 新田 597-1	H17. 6. 27	鉄筋コンクリート造 2 階	649.15	987.86	1,702.00
岩槻消防署	岩槻区大字岩 槻 5064-1	R2. 3. 27	鉄筋コンクリート造 2 階	1,199.87	2,105.09	2,731.73
太田出張所	岩槻区太田 1-2-11	S38. 10. 15	鉄筋コンクリート造 2 階	186.10	375.03	829.75
上野出張所	岩槻区上野 4-6-21	S62. 3. 31	鉄筋コンクリート造 2 階	581.98	797.32	3,704.70
笹久保 出張所	岩槻区大字 笹久保 1328	H5. 3. 24	鉄筋コンクリート造 2 階	475.82	657.08	1,499.28

出典：消防局作成資料

※複合施設の延べ面積は、消防占有面積とする。

②車両の配置状況

令和4年4月1日現在

	合計	総務部			予防部		警防部			消防署											
		消防総務課	消防団活躍推進室	消防企画課	消防職員課	消防施設課	予防課	査察指導課	警防課	救急課	指令課	西署	北署	大宮署	見沼署	中央署	桜署	浦和署	南署	緑署	岩槻署
合計	206	1	1	0	0	0	2	2	21	5	0	15	15	21	23	14	18	19	14	15	20
水槽付消防ポンプ自動車	7												2	1		1	1	1			
小型水槽付消防ポンプ自動車	19											2		2	4		2	2	1	2	4
小型動力ポンプ付水槽車	1														1						
消防ポンプ自動車	12											1	1	2	1	1	1	2	1	1	1
はしご付消防自動車	7												1	1		1	1	1	1		1
屈折はしご付消防自動車	3											1			1					1	
化学消防ポンプ自動車	4												1				1	1			1
救助工作車	11											1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
水難救助車	1																1				
特別高度工作車	1																	1			
救急自動車	30											2	2	5	4	2	3	4	2	2	4
指揮車	11								1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火災調査車	1					1															
司令車	2	1							1												
指導車	14						1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
特殊災害対応自動車	1															1					
支援車	3							3													
電源照明車	1														1						
小型搬送車	12		1						1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資機材搬送車	13								3			1	1	1	2	1	1	1		1	1
広報車	20						1	7	3		1	1	1	1	1	1			1	1	1
人員輸送車	4							4													
防災広報車	1					1															
非常用水槽付消防ポンプ自動車	4											1			1			1		1	

	合計	総務部			予防部	警防部			消防署												
		消防総務課	消防団活躍推進室	消防企画課	消防職員課	消防施設課	予防課	査察指導課	警防課	救急課	指令課	西署	北署	大宮署	見沼署	中央署	桜署	浦和署	南署	緑署	岩槻署
非常用小型水槽付 消防ポンプ自動車	7										1	1	1			1			1		2
非常用消防ポンプ自動車	4												1	1	1					1	
非常用救助工作車	1													1							
非常用救急自動車	11								1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

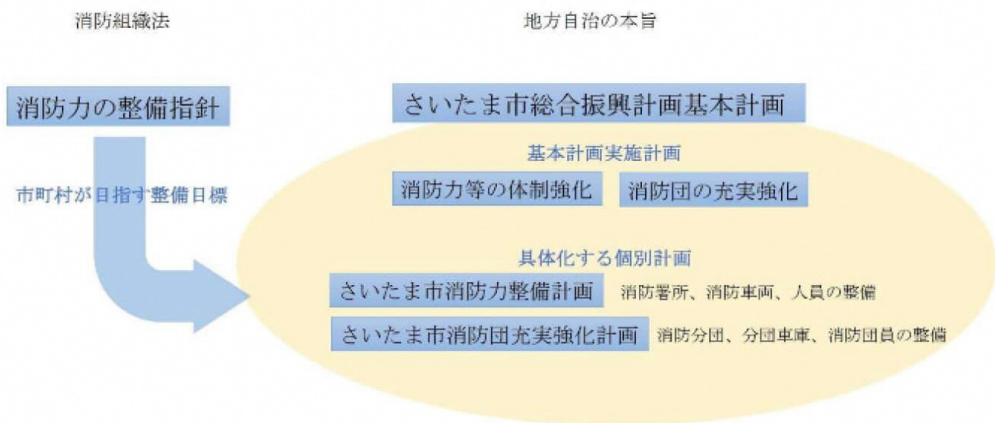
出典：消防局作成資料を基に監査人が加工

(4) 消防関連計画の概要と位置づけ

さいたま市総合振興計画基本計画及び実施計画（以下「総合振興計画」という。）に付随する消防関連の個別計画として、「さいたま市消防力整備計画」と「さいたま市消防団充実強化計画」を策定し実行している。

なお以下の記述は、「さいたま市消防力整備計画」及び「さいたま市消防団充実強化計画」の内容を一部抜粋又は要約して記載している。

【各計画の相関図】



①さいたま市消防力整備計画の概要

i) さいたま市消防力整備計画策定の経緯と計画の位置づけ

さいたま市では、少子高齢化の進行やこれに伴う行政需要の変化を受けて、より効率的かつ効果的な消防行財政運営を進めるために、国が示す「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）と、平成21年度に実施した「さいたま市消防力適正配置調査」の結果を踏まえ、平成23年8月に「さいたま市消防力整備計画」（以下「前整備計画」という。）を策定し、平成23年度から令和2年度までの10年間に、消防署所、消防車両、人員の整備を行い、令和2年度の終結をもって計画期間が終了している。

令和3年度において、前整備計画での実施結果と、現時点での少子高齢化の更なる進行やさいたま市の人口増加、2030年度を境に人口減少に転じる新たな人口推計、新型コロナウイルス感染症の蔓延などの社会情勢の変化を考慮し、消防力適正配置調査（「一般財団法人消防防災科学センター」に業務委託）の結果や外部有識者との協議会での意見結果を踏まえ、令和3年3月に新たな整備計画（以下「本整備計画」という。）を策定した。計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間であるが、計画のうち「消防車両・人員整備計画」については計画期間を5年とし、PDCAの結果を踏まえて後期5年の計画を別途定めることとしている。

なお、本整備計画は、上述したとおり、総合振興計画に付随する個別計画として、以下の施策を具体化するために策定されている。

第10章 防災・消防

第1節 災害に強い都市の構築

施策(3) 消防・救急体制の充実強化

- ◆大規模・多様化する火災や自然災害等の各種災害から、市民の生命と財産を迅速・的確に守るため、必要となる施設や人員等をハード・ソフト両面から計画的に整備することで、災害を防除し、災害による被害の軽減を図ります。
- ◆市民・事業者に対する防火思想の普及啓発等により、火災の発生防止と被害の軽減及び高齢者被害の低減を図るための火災予防対策を推進します。
- ◆増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実強化に取り組み、市民と共に応急手当の知識や技術を広め、傷病者の症状の悪化防止を図り、適切な医療機関への速やかな搬送につなげます。

出典：さいたま市総合振興計画基本計画より監査人が抜粋又は要約

また、消防署所等の施設に関しては、「さいたま市公共施設マネジメント計画」と、職員等の人員配置に関しては、職員のマンパワーの観点から「さいたま市定員管理計画」と、また、地域防災において重要な役割を担っている消防団の充実強化に関しては、後述する「さいたま市消防団充実強化計画」との整合が図られている。

ii) 本整備計画の体系(骨子)

本整備計画は以下の内容により構成されている。

序論 計画の全体像

計画策定の目的、計画の構成と期間、計画の位置付けなどを示しています。

第1部 本市消防力の分析

前整備計画の整備効果や将来の消防需要予測などを示しています。

第2部 分析を踏まえた10年後に目指す消防体制の理想像

分析を踏まえ、消防が果たすべき役割や消防の理想像などを示しています。

第3部 消防署所整備計画(10年間)

理想像を実現するために10年間で取り組む消防署所の整備計画を示しています。

第4部 消防車両整備計画・人員整備計画(5年間)

理想像を実現するために5年間で取り組む消防車両、人員の整備計画を示し

ています。

第5部 あらゆる災害に備えるために

理想像を実現するためには、消防力整備以外の取組も必要なことから、大規模災害への備え、総合的取組及び将来展望などについても示しています。

出典：さいたま市総合振興計画基本計画より監査人が抜粋又は要約

iii) 本整備計画の進行管理指標

本整備計画は、総合振興計画に付随する個別計画として策定されているため、本整備計画での独自の成果指標や目標設定は行わず、総合振興計画実施計画において進行管理が行われている。

以下は、総合振興計画における成果指標の抜粋である。

第10章 防災・消防

第1節 災害に強い都市の構築

成果指標

- ・ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合
- ・ 火災件数（失火による出火件数）
- ・ 病院収容所要時間（119番通報から医師引継ぎまでの時間）

iv) 前整備計画の振返りと本整備計画

本整備計画では、上述した「さいたま市消防力適正配置調査」の結果や外部有識者との協議会での意見結果等による市の消防力の分析結果を踏まえ、以下の項目についての計画を策定している。

- 10年後に目指す消防体制の理想像
- 消防署所整備計画（10年間）
- 消防車両整備計画・人員整備計画（5年間）
- あらゆる災害に備えるために

具体的な計画の内容については、「第4章 監査の結果及び意見」「2 全般的事項 (3) 計画の進捗状況 ①さいたま市消防力整備計画の進捗状況について」を参照されたい。

②さいたま市消防団充実強化計画の概要

i) さいたま市消防団充実強化計画策定の経緯と計画の位置づけ

市の消防団は、1消防団66分団（令和4年4月1日現在）で構成され、消火活

動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動はもとより、近年の社会環境の変化に伴う複雑多様化した災害の防御活動への対応など、地域防災の中核として重要な役割を果たしている。

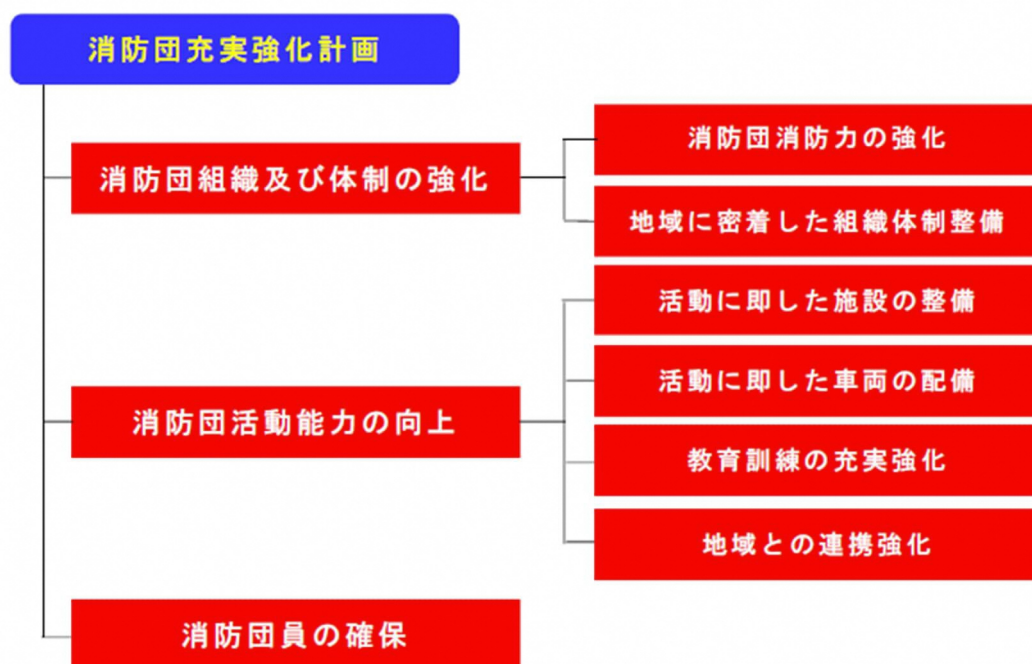
しかしながら、全国的には消防団員が毎年減少していく傾向にあり、市においては、被雇用者である消防団員の増加といった社会環境の変化による地域防災力の低下が懸念されている。そこで、消防団が直面している諸課題を整理し、今後のあり方・役割を見出していくための検討機関として「さいたま市消防団のあり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」という。）を平成 23 年 6 月に設置し、あり方検討委員会からの答申（報告）を踏まえた組織体制の強化や活動能力の向上を図るために必要な事業を推進していく具体的指標として、平成 25 年 3 月に「さいたま市消防団充実強化計画」（以下「充実強化計画」という。）を策定した。

充実強化計画は、概ね 5 年ごとに当該データを検証し、必要に応じて修正等が行われるとともに、社会状況の変化などにより見直しが必要となった場合には、計画を適切に見直すこととしている。現行の計画は、令和 3 年 5 月にさいたま市消防団充実強化計画見直し検討委員会を設置し、見直し内容等について検討した結果を踏まえて、令和 4 年 4 月に改訂されたものである。

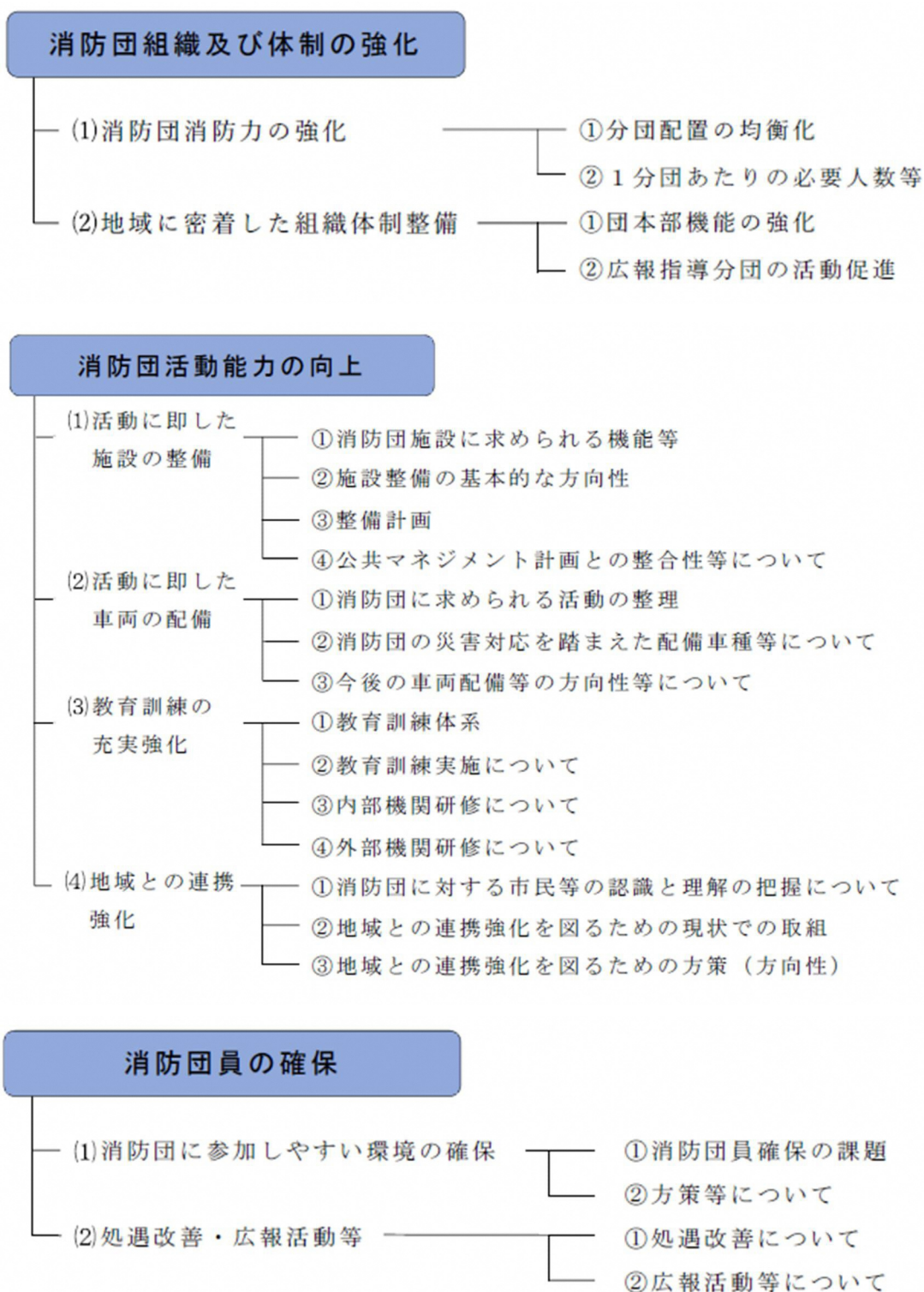
なお、「充実強化計画」に基づき、消防団の充実強化に必要な事業を推進するため、さいたま市総合振興計画基本計画実施計画についても、「消防団の充実強化」を事業として位置付けている。

ii) 充実強化計画の体系（骨子）

充実強化計画の策定項目（骨子）



充実強化計画の策定項目のより具体的な内容と方向性は以下のとおりである。



iii) 充実強化計画の進捗管理指標

充実強化計画の進捗管理については、各策定項目ごとに目安となる実施スケジュールを定め、計画的に推進している。

第 3 章 外部監査の結果及び意見の概要

1 主な監査手続

消防局所管課室、消防署に出向き、以下の監査手続を実施した。

- ①さいたま市消防力整備計画及びさいたま市消防団充実強化計画の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当課へのヒアリングを行った。
- ②法規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行った。
- ③事業の実施に際し、経済性・効率性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当課へのヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ④その他監査の過程で必要と認めた手続を実施した。

監査手続を実施した過程で発見された検出事項は、「結果」と「意見」に分けられる。「結果」と「意見」の判断基準は以下のとおりである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
結果	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

2 監査の結果及び意見の概要

監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。

なお、ページ番号は、結果又は意見が記載されたページ番号を付している。

事務等	表題名	結果 又は 意見	ページ 番号
契約事務	トータルコストを考慮した委託先等の選定	意見 1	50
	競争入札の要否を検討すべき随意契約	意見 2	51
	一般競争入札の要否を検討すべき指名競争入札	意見 3	51
	実質的な競争原理が働いていない可能性のある入札について	意見 4	52
	再委託について	意見 5	53
備品等管 理事務	添付された備品票と重要備品一覧の不整合について（救急課）	結果 1	55
	消防車両及び資機材の管理について（警防課）	意見 6	56
	旧中央消防署跡地の所管について（消防施設課）	意見 7	57
勤怠等管	時間外勤務を含む勤怠のシステム管理について（消防職員）	意見 8	58

事務等	表題名	結果 又は 意見	ページ 番号
理事務	課)		
	特殊勤務手当の管理方法の統一化について（消防職員課・警防課）	意見 9	58
その他の 事務	消防分団が購入する物品の取扱いについて（消防団活躍推進室）	意見 10	60
	保有資格の状況確認について（消防職員課）	意見 11	62
	日常点検表の日次チェック漏れについて（警防課）	結果 2	62
	システム保守業者との連絡表の進捗管理について（指令課）	意見 12	63
	源泉徴収漏れの再発防止策について（消防団活躍推進室）	意見 13	64
	査察に関する進捗管理の徹底について（査察指導課）	結果 3	65
	定期的な消防局による進捗のモニタリングについて（査察指導課）	意見 14	66
	消防団員の入団時の確認手続について（消防団活躍推進室）	意見 15	68
事務の効 率化	車両運行日誌について（警防課）	意見 16	69
	救急車両等への ETC の設置について（警防課）	意見 17	71
		意見 18	72
	消防同意事務に係る人員について（査察指導課）	意見 19	72
	消防同意事務の効率化に向けた職務分担について（査察指導課）	意見 20	73
	消防同意の指導あり件数減少に向けた取組みについて（査察指導課）	意見 21	73
組織体制 及び事務 事業の合 理化・規 模の適正 化	さいたま市防災展示ホールの運営事務について（予防課）	意見 22	76
	全国消防救助技術大会について（警防課）	意見 23	78
	消防音楽隊の在り方について（消防総務課）	意見 24	80
		意見 25	81
	消防団員の増員について（消防団活躍推進室）	意見 26	83
	防火水槽の水利調査について（消防施設課）	意見 27	87
	消火栓の水利調査について（消防施設課）	意見 28	89
	防火水槽敷地の貸借契約について（消防施設課）	意見 29	89
消防署員による防火訪問について（予防課）	意見 30	90	
計画の進 捗状況	さいたま市消防力整備計画の進捗状況について（消防企画課）	意見 31	97
	さいたま市消防団充実強化計画の進捗状況について（消防団活躍推進室）	意見 32, 33	105

第 4 章 監査の結果及び意見

1 個別的事項

(1) 契約事務

令和 4 年度における消防事業に係る契約額（工事請負費 100 万円以上、それ以外は 30 万円以上）は下表のとおりである。

年間 29 億円を超える契約を締結しており、消防事業に係る歳出の実に約 16% を占めている（便宜上、令和 4 年度の消防費予算 175 億円に対する割合を記載している。）。

単位：円

節	工事請負費		委託料		需用費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
消防総務課	-	-	-	-	1	1,950,352
消防団活躍推進室	-	-	2	3,029,527	2	8,217,330
消防企画課	-	-	-	-	32	84,321,776
消防職員課	-	-	1	383,955	-	-
消防施設課	15	680,703,100	52	212,938,876	26	47,637,387
予防課	-	-	2	3,900,600	2	1,580,700
警防課	-	-	-	-	10	46,703,085
救急課	-	-	3	33,452,276	7	5,246,285
指令課	-	-	4	117,843,220	1	1,762,970
計	15	680,703,100	64	371,548,454	81	197,419,885

節	使用料及び賃借料		備品購入費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
消防総務課	-	-	-	-	1	1,950,352
消防団活躍推進室	-	-	-	-	4	11,246,857
消防企画課	3	4,099,209	-	-	35	88,420,985
消防職員課	-	-	-	-	1	383,955
消防施設課	6	65,200,527	-	-	99	1,006,479,890
予防課	5	10,811,880	2	1,053,712	11	17,346,892
警防課	15	15,912,348	12	963,063,200	37	1,025,678,633
救急課	2	4,898,432	-	-	12	43,596,983

節	使用料及び賃借料		備品購入費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
指令課	17	656,973,944	1	394,900	23	776,975,034
計	48	757,896,340	15	964,511,812	223	2,972,079,591

出典：消防局作成資料を基に監査人が集計・加工

これらの 223 件の契約の中から、競争入札案件については金額的に多額である契約（概ね 1,000 万円超）を、随意契約については金額（概ね 300 万円前後）及び案件内容を勘案し、監査人が 32 件のサンプルを抽出し監査対象とした。

監査の結果検出した事項は以下のとおりである。

①トータルコストを考慮した委託先等の選定

以下の契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特命随意契約としている。

単位：円

所管課室	件名	契約額
消防施設課	さいたま市防災センター外 1 署エレベーター設備保守管理業務	2,534,400
予防課	さいたま市防災展示ホール保守管理業務	2,888,600
警防課	はしご付消防自動車オーバーホール	18,436,000

上記契約は、保守修繕等の対象となる機器等の設置契約については一般競争入札により業者選定を行っているが、その後の保守修繕業務については上述のとおり特命随意契約となっている。

【現状の問題点（意見 1）】

本委託契約のように、機器等の設置（ハード面）後の保守修繕等（ソフト面）の契約が、特命随意契約になることが想定される場合には、一般論として機器設置コストが経済性に優れていたとしても、以降のソフト面のコストに競争性が働かず、結果的にトータルコストが不経済になってしまう可能性もあるため、ハード面とソフト面のトータルコストを考慮した入札となるよう、今後新たなハード面の契約を発注する際の委託先の選定に際しては留意する必要があると考える。

②競争入札の可否を検討すべき随意契約

上記①で記載した「はしご付消防自動車オーバーホール」については、平成 19 年 3 月の消防庁より発出された「消防用車両の安全基準」において、「はし

ご車のオーバーホールの実施者は製造者又はそれに準ずる整備施設、整備技術を有する整備事業者とされている。」ことから、車両メーカーと特命随意契約を行っている。

【現状の問題点（意見2）】

埼玉県内には購入先とは異なる車両メーカーの販売代理店も存在するなど、安全基準に抵触しないと考えられる業者も存在することから、経済性と事務の効率性の両面で競争入札とすべきかについて検討願いたい。

③一般競争入札の要否を検討すべき指名競争入札

市では、以下の契約は、当初、指名競争入札として6業者選定して実施したが不調に終わり、その後一般競争入札に切り替え落札者が決定したが、一般競争入札の入札者3社は指名業者6社とは異なる業者であった。

単位：円

所管課室	件名	契約額
調達課（消防企画課）	短靴の購入	5,328,565

【現状の問題点（意見3）】

指名業者が応札している実態から指名業者選定には問題がない外観が認められることに加えて、一般競争入札に切り替え後の他の業者が落札できていることから、予定価格についても不合理な価格設定ではなかったことが推察される。

しかしながら、結果論ではあるが、最初の指名競争入札で落札者が決定できなかった実態を踏まえ、今後の契約については、予定価格をより慎重に設定することや、今回一般競争入札に応札した業者を指名業者に含めるなど、指名競争入札のみで業者選定できるよう改善の余地がないかについて検討願いたい。

④実質的な競争原理が働いていない可能性のある入札について

以下の契約は、応札者ゼロなどの理由で入札不調となり結果的に随意契約となっている案件、1者しか入札していない案件である（下表の「状況」の欄を参照。）。

単位：円

所管課室	件名	契約額	状況
消防施設課	さいたま市防災センター 一庁舎清掃業務	13,695,000	入札不調による随意契約
消防施設課	岩槻消防署笹久保出張所 中規模修繕（機械設	40,594,000	1者応札

所管課室	件名	契約額	状況
	備) 工事		
消防施設課	さいたま市北消防署仮 設建物賃貸借	29,315,000	1者応札（令和4年 入札時）以降は長期 継続契約
警防課	先端屈折式はしご付消 防自動車（30m級）	176,000,000	1者応札
予防課	さいたま市消防局 X 線透過装置賃貸借（令和 4年度分）	4,730,400	1者応札（平成31年 入札時）以降は長期 継続契約

【現状の問題点（意見4）】

一般競争入札の目的の一つとして、競争性や経済性を確保することがある。しかしながら上記の案件は、入札不調であるか、1者しか入札がなく、最終的に随意契約となるなど、適正な競争性や経済性が確保できずに契約に至っているのではないかとの誤解を招きかねない状況となっている。

担当者へ質問の結果、近年の為替変動や原材料の高騰等に伴う急激なコスト高を適時に予定価格に反映することが難しいことや、専門性の高い物品であるため応札できる企業数が多くはないなど、やむを得ない事情により1者入札となっており、各契約手続上の明らかな不備は認められなかった。また、一般競争入札における資格要件として、さいたま市内に本店所在地を基本条件としつつ、契約内容によっては、市内で応札できそうな業者の有無等も確認するなどして、支店要件を追記するなど、弾力的に条件緩和もしつつ競争性が担保できるような配慮は行っており、1者入札等、競争性や経済性が確保できていない外観を解消すべく努力している状況も認められた。

しかしながら、一般市民の目線には、結果的に複数者が参加する一般競争入札よりも、競争性や経済性の確保が不十分であると見えてしまう外観を呈している事実が存在していることから、引き続き、競争性や経済性を確保した入札結果が得られるよう、予定価格の設定や入札条件等を検討願いたい。

⑤再委託について

以下の契約は、実質的な保守点検業務及び保守点検報告書の作成について委託先が再委託を行っている契約である。

単位：円

所管課室	件名	契約額
予防課	さいたま市防災展示ホール保守管理業務	2,888,600

当該再委託は、業務委託契約書の以下の条項に基づき行われている。

第5条

(中略)

3. 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
4. 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

【現状の問題点（意見5）】

事前に市の同意を得る必要がある点については、口頭で行っているとのことであるが、適切な事務執行を行っている証跡として、4項の通知の請求を含めて書面にて残すことが望ましいと考える。

(2) 備品等管理事務

消防局の所管する重要備品の概要は以下のとおりである。

◆消防局

単位：円

課名	件数	取得価額	備考
消防総務課	2	3,205,020	
消防団活躍推進室	65	968,329,968	※1
消防企画課	1	1,602,510	
消防職員課	1	1,602,510	
消防施設課	1	1,602,510	
予防課	6	102,392,192	※2
査察指導課	4	10,113,710	
警防課	33	279,221,712	※3
救急課	8	50,713,600	
救急指導室	4	8,069,800	
指令課	101	935,998,867	※4
合計	226	2,362,852,399	

出典：消防局作成資料を基に監査人が加工・集計

- ※1 消防団活躍推進室が所管する重要備品の主なもの（取得価額の高いもの）は、消防分団の使用する消防車両である。
- ※2 予防課が所管する重要備品の主なもの（同上）は、防災広報車(地震体験車)である。
- ※3 警防課が所管する重要備品の主なもの（同上）は、消防車（予備車）、車載型無線機である。
- ※4 指令課が所管する重要備品の主なもの（同上）は、消防救急デジタル無線常盤基地局設備一式である。

◆消防署

単位：円

消防署名	件数	取得価額
西消防署	37	691,910,616
北消防署	41	816,654,939
大宮消防署	60	921,613,398
見沼消防署	63	1,134,851,590
中央消防署	36	887,677,416
桜消防署	47	954,735,660

消防署名	件数	取得価額
浦和消防署	47	919,472,453
南消防署	34	628,495,630
緑消防署	40	582,670,974
岩槻消防署	52	969,197,713
合計	457	8,507,280,389

出典：消防局作成資料を基に監査人が加工・集計

消防署の所管する重要備品の主なものは、消防車両等である。各消防署の件数・金額には、当該消防署の出張所の所管する重要備品が含まれているため、消防署の規模や出張所の数により、件数や金額にばらつきがある。

①添付された備品票と重要備品一覧の不整合について（救急課）

市では重要備品を購入した際には、システムに備品情報を登録することで、重要備品一覧及び備品票を作成する。当該作成した備品票を現物に添付することで、重要備品一覧と現物の紐づけを行い管理している。

【現状の問題点（結果1）】

救急課で管理している以下の重要備品について現物を実査したところ、現物に添付された備品票の内容と重要備品一覧の情報に不整合が識別された。

重要備品一覧

備品番号	所管取得年月日	品名	課所名等
12-0185	R1.8.30	オゾンガス式除染装置	救急課

備品票

備品番号	所管取得年月日	品名	課所名等
12-0185	R1.6.25	BT-1 除染システム	消防局警防部救急課

上記のとおり所管取得年月日、品名に不整合が生じている。品名について、備品票は限られた範囲内で設定する必要があるため、重要備品一覧の品名と仕様を組み合わせたものを備品票の品名としている。しかしながら、取得年月日は事実に基づくものであり、双方が相違することは想定されない。

当該不整合は、平成 29 年度に導入された現在使用しているシステムの導入前は重要備品一覧とは、別に備品票を所管各課で作成することとなっていたため、備品票の作成の際に入力を誤ったものと考えられる。

備品票は現物と台帳を紐づけに重要な情報であり、備品番号は一致しているものの、他の情報に不整合があると現物管理が煩雑となることもあるため、重要備品一覧と備品票の情報は整合させる必要がある。また、今回のような不整

合については、本来、毎年度実施する現物確認の際に識別され、修正されることが望まれる。

②消防車両及び資機材の管理について（警防課）

さいたま市物品会計規則第 16 条において、備品の受領及び記録管理について以下の規定が設けられている。

第 1 項 物品取扱員等は、備品を受領したときは備品台帳に登録し、その写しを所属の会計管理者等に送付しなければならない。

第 2 項 備品には備品票を張り付け、これを管理するものとする。ただし、備品票を張り付けることができないものについては、この限りでない。

備品管理は、警防課によって、重要備品台帳として管理されているが、重要備品一覧に記載されている消防及び救急車両の取得原価には車体本体及び車体の附属品である資機材も含めた価額が取得原価として記載されていた。

中央消防署にて実施した重要備品に関するサンプル

管理番号	備品番号	所管 取得年月日	品名	規格	設置・保管場所	購入先・寄贈者	取得価格等 (円)	備考
0112443	15 - 0001	H27. 1. 31	260MHz帯卓上型固定 移動局	CN-2010DF (ちゅうおうしよたいほんぶ)	事務室	A社	1,993,950	中央消防署 管理指導課
0358182	05 - 0014	H30. 9. 27	特殊自動車	救急中央2	車庫	W氏(個人)	41,136,000	中央消防署 消防1課
0112455	05 - 0018	H26. 3. 6	特殊自動車	中央はしご1	車庫	B社	165,900,000	中央消防署 消防1課
0113477	15 - 0011	H27. 5. 28	260MHz帯車載型 無線機	CM-2411D3 (ちゅうおうしき1)	中央指揮1	C社	1,119,200	中央消防署 消防1課
0107600	15 - 0089	R4. 4. 1	260MHz帯可搬型 無線機(中央指揮)	CM-2011DM (かはんちゅうおうしき2)	事務室	C社	1,338,542	中央消防署 消防1課

出典：消防局作成資料を基に監査人が加工

【現状の問題点（意見6）】

今回、実地監査を実施した消防署において、物品管理に関して視察をした際に、備品台帳と紐づけられる備品票は車体本体にのみ添付されていた。車両を更新し、使用しなくなった車両を処分する際に、原則、車両に積載されている資機材も一括に処分されている。一方で、警防課の判断のもと継続使用できると判断された資機材に関して、新たに物品台帳に登録され消防署所にて使用されるケースがある。この場合の、備品票の添付などの管理方法について、警防課ではルールを定めているものの、消防署所に対する取扱いの周知や管理の徹底ができていない状況にあった。

消防・救急現場では、緊急性を要することから、車両に積載される資機材の一つ一つに対して備品票を添付するなど、厳格な管理対応を求めることは現実的ではない一方で、車両処分後、継続使用備品に対する物品管理については、警防課において統一した管理方法を定め、消防署所に周知徹底するなどにより、

消防署所で統一した管理対応を構築するように整えていくことが望まれる。

また、重要備品として重要備品一覧に載せる場合は、取得価格等をいくらにするかの問題も生じるが、重要備品になりそうな車載機器等については、新車を重要備品一覧に記載する際に、見積書をもとにあらかじめ重要備品候補品等として備考欄に付記しておくことなどが考えられる。

③旧中央消防署跡地の所管について（消防施設課）

令和3年12月に中央消防署は現在地（中央区下落合4-13-10）に移転し供用開始されており、旧中央消防署の跡地（所在地：中央区下落合5-145-4外1筆、敷地面積：1934.29 m²）は未利用地となっているが、今後の利活用の方針が未決定であることもあり、消防施設課の所管となっている。

未利用地の今後の用途は利用可能性のある複数課で現在検討中とのことであるが、消防局での利用予定はなく、また、売却等の処分予定もないとのことである。

【現状の問題点（意見7）】

未利用地を有効活用するための検討に一定の時間を要することは理解できるが、消防局として利用予定のない未利用地を所管し続けている現況は望ましくない。

次の用途が決まるまでの間は、公有財産の管理、活用、処分及び公共施設マネジメントに関する事務を行っている資産経営課に所管替えをするなど、実態に応じた管理部署に変更する必要があると考える。

(3) 勤怠等管理事務

①時間外勤務を含む勤怠のシステム管理について（消防職員課）

市では、日々の勤怠管理を紙の出勤簿へ出勤時に押印するという管理を行っている。また、時間外勤務についても、紙の時間外勤務管理簿を使用し、事前に課長等の承認を得て、当日又は翌日に時間外勤務実績について課長等の承認を得るといった管理を行っている。

【現状の問題点（意見 8）】

時間外勤務管理簿は月次で時間外勤務時間を集計しシステム登録する元となる資料であり、時間外勤務手当の金額の根拠資料となることから、時間外勤務管理簿の正確性は手当支給に影響を及ぼす重要な情報である。

しかしながら、時間外勤務実績については、日々の時間外勤務管理簿に基づく課長等による目視での確認にとどまっており、実際の退勤時間との比較などは実施されていない状況にある。このような状況では、例えば課長等が不在の際などに架空の時間外勤務を申請されたようなケースでは不適切な時間外申請を発見できない可能性が高まると考えられる。

市では令和 5 年 10 月から日々の勤怠管理についてシステムが導入され、システム上で日々の出退勤が記録できることとなっている。そのため日々又は月次でシステム上で管理されている退勤時間と時間外勤務報告との対比を行うなどの確認体制を整備し、運用することで勤務時間をより適切に管理していくことが望まれる。

②特殊勤務手当の管理方法の統一化について（消防職員課・警防課）

特殊勤務手当は、個人ごとに紙で作成している特殊勤務実績簿により日々管理している。特殊勤務実績簿を基に月次で各消防署所の勤務情報システム入力担当がシステムへ特殊勤務の情報を入力することで、特殊勤務手当の支給が行われる。システム入力担当は、特殊勤務実績簿の正確性を確認するため、各消防署所で日々作成している小隊別消防活動報告書受付簿との整合性を確認している。

小隊別消防活動報告書受付簿は Excel で作成され、各消防署所が車両の配置状況や管理したい情報を取りまとめ、日々の消防、救急活動の記録を管理するために作成しており、特殊勤務実績簿と実際の活動が整合しているかの確認のためにも使用されているが、内容は各消防署所の裁量に任せられている状況にある。

【現状の問題点（意見 9）】

特殊勤務実績簿は手当の支給の元となる情報であり、その正確性（活動記録との整合性）を確保することは重要である。

そのため、特殊勤務実績簿の正確性について、「さいたま市警防規程」に様式の定めのある小隊別消防活動報告書との整合性を確認することとしつつ、どの項目の整合性を確認するか定めることで、消防局主導による特殊勤務手当管理簿の正確性確保を図ることが望まれる。

なお、令和 5 年 10 月より段階的に庶務事務システムが導入され、特殊勤務実績簿は段階的に廃止され、システム上で日々申請と承認が行われることとなったが、小隊別消防活動報告書の内容が情報管理システムに入力され、データ蓄積されている状況にあるのであれば、将来的には、庶務事務システムと情報管理システムのデータ上での自動マッチングにより正確性・整合性のチェックを行うなどにより、消防署員の事務的な負荷軽減につなげることも望まれる。

(4) その他の事務

①消防分団が購入する物品の取扱いについて（消防団活躍推進室）

消防団及び消防分団が活動するための経費に充てるため、「さいたま市消防団運営費交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき運営費交付金を支給している。

交付要綱の概要は以下のとおりである。

◆運営費交付金額の上限

消防団本部：130,000円/年

消防分団：240,000円/年（なお、令和5年度より、昨今の物価上昇等も考慮し250,000円/年に改訂されている。）

◆交付対象

- (1) 消防団の運営に係る経費
- (2) 消防団及び消防団員の活性化を図るために行う事業
- (3) 消防団員の知識、技術の向上を図るために行う研修等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

◆実績報告と額の確定

交付金の交付を受けた申請者は、会計年度末日までに、消防団運営費交付金実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することとしている。また、市長は提出を受けた報告書類を審査し、実際に要した経費の内容が交付決定の内容や条件に適合していると認めた場合に交付金の額を確定することとしている。

【現状の問題点（意見10）】

消防分団の収支実績報告書を閲覧したところ、以下の購入実績が認められた。

- ・掃除機、清掃用具
- ・ポータブル電源、ソーラーパネル
- ・充電式保冷温庫
- ・高圧洗浄機、ガンタイプノズル
- ・テレビ

上記物品は、消防分団の車庫や詰所で使用するものであり、交付要綱の交付対象経費に抵触するものではないものの、利用の頻度にもよるが、短期間で費消される消耗品ではなく、一定期間の使用に耐えることのできる比較的高額な物品である。市は、2万円以上の物品の購入に際しては消防分団より説明を受

けたうえで購入の可否の判断を行うなどの実務上の運用を行っている。

一方、購入時には用途を確認しているものの、購入後の実際の利用状況までは完全に把握できていないことから、一般論として、これらの物品は、私的利用が可能であり、また、消防団活動として使用したのか私的に利用したのかを市として確認するすべもなく、不適切な使用の可能性を想起させる外観を呈している。

この点、他団体では、物品の購入には金額制限を設ける、あるいは、団本部で備品として購入し備品台帳で管理することとしている事例もあることも踏まえ、消防分団における物品購入に関する市としてのチェック機能として、以下の必要性を検討願いたい。

- ✓ 上述した2万円以上の物品の購入に関しては、備品として扱うかを含め、事務手続、処理方法等を作成し、内容を文書記録として残す。
- ✓ 上記に加えて、以下のチェックを強化する。
 - ・各分団の支出内容について、特に物品の購入や修繕など、通常頻繁な支出が想定されない支出項目について、経年推移で比較分析する。
 - ・会議・研修費、消耗品費、通信費、備品購入費の各支出項目について分団間の支出内容を比較分析する。
 - ・当初予算と大幅に乖離する支出実績について乖離要因を把握する。

なお、現在66ある分団について、上述したリスクと事務の効率化を比較衡量し、毎年全件チェックを行うのか、あるいはローテーションでチェックを行うのか、又は、リスクの高いと考えられる分団にフォーカスしてチェックを行うのかについても考慮する必要があると考える。

②保有資格の状況確認について（消防職員課）

市では、毎年度消防職員の以下の資格の保有状況について、消防年報に記載している。

大型自動車運転免許	救急救急標準課程	救急II課程	衛生管理	第1級陸上特殊無線技士	第2級陸上特殊無線技士	第3級陸上特殊無線技士	潜水士	1・2級小型船舶操縦士	玉掛技能講習	小型移動式クレーン運転技能	フォークリフト運転特別教育	甲種危険物取扱者	乙種危険物取扱者	丙種危険物取扱者	予防技術資格者（防火査察）	予防技術資格者（消防用設備等）	予防技術資格者（危険物）	自動車整備備士	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	ガス溶接技能講習	アーク溶接特別教育
-----------	----------	--------	------	-------------	-------------	-------------	-----	-------------	--------	---------------	---------------	----------	----------	----------	---------------	-----------------	--------------	---------	------------------	----------	-----------

これらの資格について、取得や失効の際に職員から申請を受けることとされており、市として毎年度、資格の保有状況について積極的な確認作業は行っていない。ただし、業務で使用している資格に関しては各所属で保有状況を確認しているとのことである。

【現状の問題点（意見 11）】

この点、記載している資格の中には、大型自動車運転免許や1・2級小型船舶操縦士といった更新を要する資格もあり、失効しているにも関わらず、職員からの失効の申請が漏れていた場合、法令違反（資格偽装）となり、資格取得者が消防年報に過大に表示されてしまうおそれがある。また、所属レベルでの資格保有状況の確認についても、具体的に確認方法や確認項目が示されているわけではないため、確認記録等が定型的に保管されているわけではない。

消防年報はホームページ上にも公表されている公開情報でもあることから、資格の保有状況についても正確性を確保するとともに、人事異動の判断材料としても使用できるように資格の保有状況については定期的に網羅的な確認を行うことが望まれる。

③日常点検表の日次チェック漏れについて（警防課）

各消防署所内で管理している日常点検表は、消防車や救急車が緊急時に間違いなく稼働できるかをチェックするために、朝と夕方の1日2回、複数人で、全車両について、エンジンがかかるか、ヘッドライトや赤色回転灯がつくか等20数項目について点検を行った結果を記録するものである。

中央消防署において、この日常点検表を確認したところ、以下の車両について日常点検の一部チェック項目についてチェック漏れが識別された。

所属名	登録番号	車両名
中央消防署	大宮 830 そ 294	救急中央 1

しかしながら、月次で行っている警防課の整備管理者への電子承認の際に添付された日常点検表では、当該項目もチェックされていた。月次で消防局に回付した際にチェック漏れが判明し、修正したと説明を受けた。

【現状の問題点（結果 2）】

日々各消防署所において、日常点検表に基づく点検を実施し、その記録を残していない場合、点検が形骸化し、車両の不備が発見できない可能性が高まり、適時の救急活動に支障をきたすおそれがあると考えられる。

そのため、機関員は日常点検表に基づき車両点検を行い、適時・適切に記録するとともに、チェック漏れがないか車両責任者が日々確認するという運用を

徹底することが望まれる。

④システム保守業者との連絡表の進捗管理について（指令課）

市の消防緊急情報システムについては、保守業者と保守契約を締結している。市からの不具合連絡や問い合わせについては保守業者との間でシステム連絡表により情報連携を行っている。システム連絡表は各案件の進捗管理ができる様式となっている。

【現状の問題点（意見 12）】

令和4年度のシステム連絡表を閲覧したところ以下のように、中間報告まで行われている（下表の状況「中間」は中間報告完了を示す。）ものの、完了報告がされていない状況が識別された。

状況	件名	発送日
中間	救急日の出2 救急隊事務端末の液晶割れ	7月12日
中間	救急隊事務端末の液晶故障について／救急大成2	8月17日

市へヒアリングしたところ、対象となっている液晶の修繕は完了しているものの、保守業者が完了報告書の提出を失念していたとのことだった。保守業者とは定期的にシステム連絡表の進捗に関する打合せを行っているが、当該案件については、確認が徹底されておらず、完了報告書の提出が遅れたものと説明を受けた。

システム連絡表は不具合への対応状況を管理するものであり、その進捗が適切に管理されないと、保守対応が遅延しシステム運用に支障が生じ、救急活動に支障をきたすおそれがある。

そのため、システム連絡表については適切に運用する必要があり、発生から3か月ごとに未了の案件について、個別に定期的な打合せで状況を確認するなど、対応の遅延が発生しない体制を整備することが望まれる。また、システム連絡表に作業完了予定日を記載し、当日付を超過した場合には個別に状況確認することができるようにするなど、様式の見直しを合わせて行うことが望まれる。

⑤源泉徴収漏れの再発防止策について（消防団活躍推進室）

消防団員の報酬は、費用弁償である部分については課税しなくて差し支えないとされており、源泉徴収票の支払金額欄には非課税部分を除いた金額を記載する必要があるが、非課税部分を含めた金額を記載していたことが令和5年3月に判明している。

なお、年額報酬5万円以下の消防団員には影響はないものの、年額報酬5万

円を超える消防団員については源泉徴収税額に不足が生じる事態が発生している。

消防組織法第 18 条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける金銭については、次による。

(1) 当該非常勤の消防団員が、災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合に、その者の出勤の日数等に応じて支給を受ける金銭（交通費を除く。）については、次による。

イ 出勤時に要する費用の弁償として支給を受けるものは、次に掲げる出勤の態様に応じ、それぞれ次に定める金額までの部分については、課税しなくて差し支えない。

(イ) 災害に関する出勤（水火災又は地震等に係る出勤をいい、火災原因調査又は警戒等に係る出勤を除く。） 1日につき 8,000 円

(ロ) (イ) 以外の出勤 1日につき 4,000 円

ロ イにより課税しなくて差し支えないとされるもの以外のものについては、給与等とする。

(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の日数等に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける金銭については、次による。

イ 消防団員としての活動に要する費用（出勤時に要する費用を除く。）の弁償として支給を受けるものは、その年中の支給額が 5 万円までの部分については、課税しなくて差し支えない。

ロ イにより課税しなくて差し支えないとされるもの以外のものについては、給与等とする。

出典：所得税基本通達

【現状の問題点（意見 13）】

消防局において、源泉徴収票作成事務の根拠となる所得税基本通達を再確認し、必要に応じてさいたま市消防団条例やマニュアルを見直すなど、担当者が適正に事務の実施ができること及び承認者が適切に判断し、承認ができる体制を整備し、誤記載の防止を徹底することとしている。

今後、税制改正について、例えば、担当者が総務省消防庁の通知、ホームページでの公表資料などで動向把握に努めるとともに、前述の体制を適切に運用することが望まれる。

⑥査察の進捗管理について（査察指導課）

市では火災から人命と財産を保護することを目的に、消防職員が防火対象物や危険物施設に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況について、火

災予防上の観点から必要な検査、指導及び法令等に基づく措置を行う査察を実施している。

査察対象物は消防局において、防火対象物等の規模、構造、用途、過去の火災事例等から、火災が発生したならば被害が大きい、あるいは人命危険が高いと予想される防火対象物等を優先的に選定し、計画的に査察を実施している。

令和2年度～令和4年度までの査察実施状況は以下のとおりである。

	防火対象物査察	危険物施設査察	条例届出検査数	是正指導件数	査察総件数（合計）
令和4年度	2,528	207	2,496	10,186	15,417
令和3年度	2,364	187	2,630	9,758	14,939
令和2年度	1,953	186	2,342	12,981	17,462

出典：消防年報を基に監査人が作成

i) 査察に関する進捗管理の徹底について

【現状の問題点（結果3）】

浦和消防署で令和4年度の査察に関する業務管理表を確認したところ、「改善計画提出予定日」を超過しているにも関わらず、その後の進捗が入力されていない案件があり、査察指導記録一覧の内容を確認したところ、以下の不備が識別された。

査察対象 物名称	改善(計画) 提出予定日	識別された不備
A	令和5年3月9日	令和5年3月20日に改善完了しているにも関わらず、業務管理表上日付の入力が漏れていた。
B	令和4年5月6日	令和5年3月25日に進捗状況確認の連絡を取っている。当初提出予定日から約1年間特段の対応が取られていなかった。

査察にて、改善が必要と認められた建築物は火災等の危険があるものであり、適切に改善が行われる必要がある。そのため、消防局より「引継基準」にて違反処理移行までのフローを定めている。当該フローでは未報告のまま1か月を経過した場合には違反処理に移行することとされている。そのため、今回識別された不備のうち、上表のBについては本来違反処理に移行すべきものであり、必要な処理が行われていなかったこととなる。

これは、進捗管理表の様式や引継基準は消防局から示しているものの、実際の運用は各消防署に任されており、進捗管理表の現場レベルでの管理が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。

以上より、今後、各消防署における進捗管理表による管理及び、「引継基準」の徹底を周知するとともに、進捗管理表について月次で各消防署でチェックすべき事項等を消防局より示すことですべての消防署で統一的な管理ができるような体制を整備することが望まれる。また、現状の進捗管理表は提出予定日や報告日を管理する形式となっており、各消防署で次のアクションを起こす日

付などは入力できない形となっている。進捗管理表の様式についても、PDCAが回しやすいよう次回作業予定日を入力できるようにするなどの見直しをすることが望まれる。

ii) 定期的な消防局による進捗のモニタリングについて

【現状の問題点（意見 14）】

各消防署で実施している査察の進捗に関して、毎月査察指導課でシステムから未是正対象物一覧を出力し、各消防署に回付している。しかしながら、当該未是正対象物一覧について各消防署での具体的な確認事項や活用方法は定められておらず、各消防署の判断で使用している状況になっている。そのため、上述結果 3 で記載した対応が遅れた物件も未是正対象物一覧に記載があったものの各消防署でフォローはされていないという状況にある。

このような状況を改善するため、査察指導課より提供した未是正対象物一覧を活用し、未是正対象物一覧上の各ステータスで具体的に各消防署でどのようなアクションを起こすか定めるとともに、それらのアクションが適切に行われたかを査察指導課からもモニタリングすることが望まれる。

また、現状のシステムには、消防局が把握する市内すべての防火対象物の情報（敷地・棟・テナント情報を含む）が集約されており、防火対象物ごとに査察結果、指導内容等の詳細が記録されているものの、複数の防火対象物の情報を一覧表示できる機能がなく、システムだけでは年間査察計画の対象としている複数の査察対象物の指導状況を確認できない状況にある。そのため、各消防署では査察の進捗状況について Excel での管理が必要となっており、システムと Excel の統一性を保つための事務も生じている状況にある。今後、システム改修の際に現在 Excel で管理している情報をシステム上で対応できるようにすることで、各消防署の事務処理負担を軽減するとともに、消防局と各消防署の情報共有をシステムのみで完結することで、消防局のモニタリングの効率化を図ることが望まれる。

⑦消防団員の入団時の確認手続について（消防団活躍推進室）

さいたま市ではさいたま市暴力団排除条例を平成 25 年 4 月 1 日から施行している。下記の基本理念のとおり、暴力団に資金を提供しないこと、利用しないこと、不適切な関係を有しないようにしなければならない。消防団員においても暴力団員又は暴力団関係者は排除されるべきと考えられる。

（基本理念）

第 3 条 暴力団排除活動は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本と

して、市、市民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならない。

- 2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、埼玉県（以下「県」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的に実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業（事業の準備を含む。次条において同じ。）により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

出典：さいたま市暴力団排除条例

また、消防団員の任命についてはさいたま市消防団条例に記載のとおり、以下の手続により行われるが、消防団員の入団にあたっての各手続において明文化された暴力団等との関わりについて確認する項目がなく、現状は消防団長の判断や、口頭でのコミュニケーションによるものとなっている。

（消防団員の任命）

第5条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 市内に居住し、勤務し、又は在学する年齢18歳以上の者
- (2) 身体強健にして志操堅固な者

（欠格条項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

出典：さいたま市消防団条例

【現状の問題点（意見 15）】

現時点においてさいたま市暴力団排除条例に反すると思われる事案は発生していないものの、今後の入団手続においては確認する手続を明文化するとともに宣誓書といった書類の提出を求めることの可否を検討願いたい。

2 全般的事項

(1) 事務の効率化

①車両運行日誌について（警防課）

車両運行日誌（以下「運行日誌」という。）は、道路交通法施行規則にて、安全運転管理者の業務として、運転日誌の備付けと、運転終了時の記録の実施を行うことが義務付けられていることを受けて、さいたま市消防局車両管理規程第 14 条の規定に基づき記録し、車両管理者に報告することが求められている。

（車両運行日誌）

第 14 条 機関員は、運行終了後、速やかに車両運行日誌(様式第 2 号)に必要な事項を記録し、車両管理者に報告しなければならない。

運行日誌は、車両ごとに、運転日時、運行先、用途、走行距離を記載するとともに、運転者のアルコール検査結果を記載し運転者が押印することとなっている。

【現状の問題点（意見 16）】

運行日誌は、上記のとおり、道路交通法施行規則、さいたま市消防局車両管理規程により作成が求められているが、その保管方法には定めがなく、紙でも電子データでもよいとされている。

今回、監査人が実地監査を行った 4 つの消防署では、いずれも紙書類として作成し保管されていた。

ペーパーレス化や事務の効率化が求められる昨今の状況や、事後的なデータの検索可能性を容易にする観点からも、極力データ保管に統一することが望ましいと考える。

なお、令和 5 年 10 月より Excel データとして作成し保管する運用としているが、データ保管とする場合は、データの改ざんなどを防止する観点から、編集履歴を残せるようにするなど工夫が必要である。

また、さらに進んで、現在使用している「情報管理システム」で一括管理できないかについても検討願いたい。

②救急車両等へのETCの設置について（警防課）

さいたま市では、消防力整備計画の中で、現場への消防車両等の到着までに要する時間を 5.5 分以内と設定している。この点、消防署所の整備等により、消防現場へは 98%（令和 2 年 10 月 1 日時点）、救急現場へは 95%の確率で 5.5 分以内に到着できている状況にある。

一方で、岩槻区や西区や桜区など東西の市境に近い場所によっては、10分前後の時間を要するなど、目標達成が困難な地域となっている。もちろん、近隣の消防団の活動により、到着までの時間の消火活動についてはカバーすることができる面もあるが、救急活動については依然として課題となっている。

一般道路の混雑等を回避するために高速道路を利用することが考えられるが、一般論として救急車など高速道路等の料金所を無料通行できる車両の場合でも、有人ゲートを通行する場合には、停車し証明書等の確認を経て通行するため時間ロスとなってしまうという問題もある。

この点、総務省の調査結果である「総務省行政評価局レポート－緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査－（令和2年6月4日）」（以下「総務省レポート」という。）で、自衛隊車両及び救急車の迅速かつ円滑な通行に向けてETC活用等に係る調査を実施している。当該調査の概要は以下のとおりである。

○救急車の有料道路の通行実態（調査結果の詳細は別紙2参照）

・ 32 消防本部における救急搬送時の通行実態

区 分	ETCレーンを無料通行	一般レーンを無料通行	有料道路を利用しない
緊急搬送時	14 消防本部	18 消防本部	3 消防本部

（注） 道路会社ごとに通行方法が異なる場合は複数計上しており、合計数と一致しない。

・ 32 消防本部における救急搬送先からの帰署時の通行実態

区 分	有料道路を無料通行	有料道路を有料で通行	有料道路を利用しない
帰 署 時	25 消防本部	5 消防本部	3 消防本部

（注） 道路会社ごとに通行方法が異なる場合は複数計上しており、合計数と一致しない。



各消防本部は、本調査結果を参考にするとともに、地理的要因、救急搬送における有料道路の使用状況、ETC車載器の装備状況、料金所の自動化・無人化の進展等を踏まえ、無料通行できる専用のETCカードの活用や、救急搬送先からの帰署時における有料道路の無料通行について検討が必要と考える。

出典：総務省レポートより抜粋

また、参照先の別紙2には、ETCカードを活用しないことによるデメリット、ETCを活用することによるメリットについて、32消防本部の担当者からの聴取結果が以下のとおり記載されている。

【救急搬送時にETCカードを使用しないデメリット】

- 救急搬送が遅延するおそれ
 - ✓ 「救急搬送時は1秒でも早い到着が求められるが、一般レーンの場合、料金所で一旦停止に近い速度に減速をすることにより通行に時間を要したことがある。」
 - ✓ 「料金所が無人の場合、一旦停止してインターホンで知らせゲートを開けてもらうことにより通行に時間を要したことがある。」
 - ✓ 「一般レーンが混雑した場合には、緊急走行時でも割り込むことができないため通行に時間を要したことがある。」
 - ✓ 「ETCレーンを通過する一般車に追い越されたケースがある。」
 - ✓ 「SIC（スマートインターチェンジ）の場合、一旦停止してインターホンで知らせゲートを開けてもらう等により通行に時間を要したことがある。」
- 通行に係る作業負担
 - ✓ 「円滑な走行のために、道路会社への事前連絡及び料金所係員に救急搬送である旨の説明を行っているが、この作業に負担を感じることもある。」

【救急搬送時にETCカードを使用するメリット】

- ✓ 一般レーン通行による混雑の回避により搬送時間が短縮（「一般レーンで車が滞留している場合、緊急走行でも割り込むことができないので、ETCレーンを利用した方が早い。」）
- ✓ 「救急搬送に係る救急隊員等の事務手続の簡素化が図られるなど患者の搬送に集中できる。」

上記のほか、「一般レーンでも混雑はない、有料道路を利用する需要がほとんどない等から現状では不便を感じていない」などとする意見もあった。

出典：総務省レポートより抜粋

さらに、救急搬送先からの帰署時についても以下のとおりの聴取結果が記載されている。

- ✓ 「救急搬送後に有料道路を利用することにより、できるだけ早急に帰署し、所属消防署管内の空白状況（救急車が不在の状況）の回避と次の出動に備えた迅速な待機がより可能となる。」
- ✓ 「救急活動は帰署時も含め消防活動の一つと認識している。」

出典：総務省レポートより抜粋

【現状の問題点（意見17）】

現状、市では高速自動車道路の利用により時間短縮を図ることが検討されている状況にはないが、令和4年度以降に新車として調達している消防車については、仕様書にETCを搭載することを盛り込んでいる。

上記のとおり、ETCカードの利用は、円滑な消防活動や救急活動に資する可能性が高く、市においても、時間短縮のための一つの手段になりえると考えられる。一方で、ETCカードの私的利用などの不適切利用の防止等の管理を徹底する必要があるため、ETCカードの利用実績を随時第三者がチェックするなどの事務負担を要することになる。

ETC カードを利用する局面の頻度と利用による救急活動の円滑化、そして、ETC カードの管理事務負担等を総合的に勘案し、ETC カードの利用の要否について検討願いたい。

【現状の問題点（意見 18）】

上記のほか、頻度は必ずしも多くはないものの、訓練等で複数台の消防車両が県外に移動する場合において、ETC カードの利用（この場合は緊急出動には該当しないため有料）は、高速道路利用料金を現金として持参するために係る事務手続の軽減や、多額の現金を訓練参加者が保有することのリスク軽減のためにも有効であることが考えられるため、上記と合わせて検討願いたい。

③建築確認申請における消防同意について（査察指導課）

消防同意とは、建築確認申請の審査事務において、消防機関が防火の専門家として、建築物の火災予防について消防法令等に適合しているかを審査し、建築主事等に対して消防長が「同意」することであり、建築物の安全性を高めることを目的としている。

i) 消防同意事務に係る人員について

【現状の問題点（意見 19）】

関東の政令市の令和 4 年度の消防同意件数及び担当部署、担当者数は以下のとおりである。

都市名	消防同意件数	担当部署	担当者数
さいたま市	3,420件	局	5人
千葉市	890件	局	10人
横浜市	10,306件	局、署	78人
川崎市	4,146件	局、署	48人
相模原市	2,339件	局	5人

出典：各都市の消防年報及び消防局作成資料を基に監査人が加工

上表より、消防同意件数が多い都市は局と署で消防同意事務を行っており、担当者数が多い傾向が見受けられる。

消防同意件数に対して、担当者数が少ない場合、1 人あたりの負担が大きくなり、相対的に 1 件にかかる時間が制限されることから、処理誤りなどの問題が生じる可能性が高まると考えられる。

そのため、他の政令市も参考にしつつ、1 人あたり処理件数を減少させる取組みを検討することが望まれる。

ii) 消防同意事務の効率化に向けた職務分担について

【現状の問題点（意見 20）】

上記意見 19 の表のとおり、市では消防同意に関する事務を消防局で実施している。一方で同意後の各種届出や完成検査は各消防署で実施することから、消防同意を担当する消防局職員がそれまでの指導記録等を管轄各消防署へ引き継ぐ体制となっている。

他の政令市では、消防局だけではなく、各消防署でも消防同意事務を行っている事例もあることから、より効率的な指導体制を整備することが望まれる。

iii) 消防同意の指導あり件数減少に向けた取組みについて

【現状の問題点（意見 21）】

消防同意については、約半数が「指導あり」となっている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
指導なし	1,179	1,838	1,759
指導あり	2,136	1,815	1,621
合計	3,315	3,653	3,380
指導あり比率	64.4%	49.7%	48.0%

出典：消防年報を基に監査人作成

市では、このような状況に対応するため、ホームページ上で「消防用設備等に関する審査基準」や「消防同意審査時によくある指摘事項について」を公表している。しかしながら、上記のとおり申請の約半数が指導ありとなっており、その指導に係る事務負担も大きくなっているものと推定される。

そのため、申請書類の内容に関して、よくある指摘事項などがいないか確認するためのチェックリストを作成し申請前の自己点検体制を整備する、一定の入力をすることで最低限必要な情報が自動入力されるような申請書類作成支援ツールを導入するなど、指導あり件数減少に向けた体制を整備することが望まれる。

(2) 組織体制及び事務事業の合理化・規模の適正化

①さいたま市防災展示ホールの運営事務について（予防課）

いつどこで起こるか分からない災害に備え、日頃から一人ひとりが災害の正確な知識に基づいた行動力をもつことが大切であることから、さいたま市防災展示ホール（以下「防災展示ホール」という。）では、地震や火災などの災害について、楽しみながら学ぶことができる様々なコーナーが用意されている。防災展示ホールの施設は以下のとおりである。

- ・ 防災映像シアター
- ・ 消火体験
- ・ 119 番通報体験
- ・ 地震体験
- ・ 煙体験
- ・ 防火衣着装体験
- ・ 防災パネル
- ・ 防災学習コーナー
- ・ 世界の消防車
- ・ VR 災害疑似体験

年間来場者数の推移は以下のとおりである。令和 4 年度の来館者数はコロナ禍以前の平成 30 年度を上回る水準となっている。なお、防災展示ホールの入場料は無料となっている。

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
開館日数（日）	314	292	216	312	311
来館者数（人）	12,614	13,239	4,805	8,739	15,224
1 日平均来館者数（人）	40.2	45.3	22.2	28.0	49.0

現在、防災展示ホールの運営は市の再任用職員（消防職員 0B）13 名により交代で行われており、館内には常時 1 名が常駐しているほか、地震体験車の稼働のために 2～3 名が年間 14,372 人（令和 4 年度）の利用者への対応を行っている。また、団体来館者がある場合は複数名が館内に常駐しているケースもある。

上記のとおり、防災展示ホールは、防災に関する広報の一環として、市民の防火防災意識の醸成に一役を担っている。全国的にも防災関連の施設は各都道府県に多数存在しており、防災広報活動の一つの手段として定着している。

監査人が、政令市のある他の道府県における防災展示ホール類似施設の運営

状況を調査した結果は下表のとおりである。調査は、①道府県内の施設数、②政令市における設置の有無、③指定管理制度採用の有無、④入館料の有無について行った。

なお、下表は、市民防災ラボ (<http://bosailabo.jp/about/index.htm>) や、該当する施設を所管する自治体のホームページの情報をもとに、監査人が集計又は情報そのものを記載している(令和5年9月時点の情報をもとにしている)。

道府県名	政令市名	①道府県内の施設数	②政令市が設置する施設名称	③指定管理者制度採用の有無(採用している場合は○)	④入館料の有無
北海道	札幌市	9	札幌市民防災センター	-	無料
宮城県	仙台市	3	-	-	-
埼玉県	さいたま市	10	さいたま市防災センター	-	無料
千葉県	千葉市	4	-	-	-
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市	4	横浜市民防災センター	-	無料
新潟県	新潟市	3	-	-	-
静岡県	静岡市、浜松市	5(うち1施設運営停止中)	浜松市消防本部 防災展示ホール	-	無料
愛知県	名古屋市	8	名古屋市港防災センター	○	無料
京都府	京都市	3	京都市市民防災センター	○	無料
大阪府	大阪市、堺市	6(うち1施設休止中)	大阪市立阿倍野防災センター 堺市総合防災センター	○	無料
兵庫県	神戸市	15	神戸市民防災総合センター 神戸市立神出自然教育園 震災学習棟	○(神戸市民防災総合センター)	無料

道府県名	政令市名	① 道府県内の施設数	② 政令市が設置する施設名称	③ 指定管理者制度採用の有無(採用している場合は○)	④ 入館料の有無
				ー)	
岡山県	岡山市	5	-	-	-
広島県	広島市	3	広島市総合防災センター	○	無料
福岡県	福岡市、北九州市	4	福岡市民防災センター 北九州市民防災センター ー 展示ホール	-	無料
熊本県	熊本市	2	熊本市広域防災センター	-	無料

①道府県内の施設数や②政令市における設置の有無については、各道府県の規模（面積や人口）や過去の災害等の歴史、それに基づく防災に対する意識のレベルも異なると考えられるため、ばらつきがある状況である。一方、④入場料については、政令市のすべての施設について無料であった。

次に、③の指定管理者制度採用の有無についても、各政令市においてばらつきがあるものの、採用している政令市が認められるとともに、指定管理者制度ではなく運営管理事務を委託契約により行っている政令市も認められた。

【現状の問題点（意見 22）】

現在、防災展示ホールの運営は市の再任用職員（消防職員 OB）により、市の直営で行われている。この点について、過去に、指定管理制度の採用や委託契約への切り替えを検討した経緯の有無について担当者に質問したところ、「検討した経緯はあるが、消防職員 OB が運営に携わることで、消防に関する高い知見を有した者が来館者への対応を行うことで、より住民への防災意識に対する広報活動としては有効であるとの判断のもと、現在の運営方法を維持してきた。」との回答を得た。

回答内容は十分理解できるが、経済性の観点での定量的な検討が不足していると感じた。入館料が無料であることから、一般論として、仮に指定管理者制度を採用した場合でも、企業努力による成果を得られる余地に乏しいという難しさもあるが、サウンディング調査を行うなど、指定管理者制度導入の余地が

ないかについて検討することが望ましいと考える。

令和4年度における開館日数（311日）、定年前再任用短時間勤務職員の給料（「さいたま市職員の給与に関する条例」の「消防職給料表（別表第3）」）及び再任用職員の1日あたり平均稼働人員数により監査人が年間のコストを試算した結果は以下のとおりである。

		備考
開館月数 A	12 か月	
給料(月額) B	214,500 円～ 408,000 円	定年前再任用短時間勤務職員の給料月額 の最低額と最高額を記載。
平均稼働人 員数 C	2.1 人	以下①～③の合計人数である。 ①館内常駐者：1名 ②地震体験車対応者：0.8人（年間稼働日数 150日、1回あたりの対応者3名、時間は4時 間と仮定し、これらの積数を年間開館時間数 2,332.5時間（311日×7.5時間）で除して算 出した。） ③団体対応者：0.3人（来館団体数174団体 （令和4年度実績）に対し1団体あたりの対 応者は2名、時間は2時間と仮定し、これら の積数を年間開館時間数2,332.5時間で除し て算出した。）
年間コスト A×B×C	5,405,400 円～ 10,281,600 円	

上記人件費のほか、令和4年度において、防災展示ホール保守管理業務委託費が2,888千円ある。

なお、本意見は、直ちに指定管理者制度を採用すべきとの結論ではなく、市の考える消防職員OBが運営に携わることによるメリットに加えて、上記で監査人が試算したコストをより精緻に積算したコストと指定管理者制度や委託化によるコストとの比較結果も踏まえて、防災展示ホールの運営の在り方について検討する必要性について述べているものである。

②全国消防救助技術大会について（警防課）

全国消防長会主催の「全国消防救助技術大会」（以下「技術大会」という。）は、昭和47年より毎年開催されている。技術大会の概要は以下のとおりである。

この全国大会は、救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としています。

また、全国大会を通じて広く全国の市民に、消防の技術の高さ、力強さ、優しさをアピールするとともに、常に市民の目線に立って大会内容を研究し、全国大会を未来志向の大会とすることを目標としています。

出典：一般財団法人全国消防協会ホームページより抜粋

技術大会は、あくまでも訓練の一環であり、全国の消防救助隊員が一堂に会する大会を通じて、技術の研鑽や意識の向上につながるため、さいたま市でも、毎年、技術大会への参加者を募り、希望者は予選大会から参加するための練習を行っている。

練習は、勤務時間内に行われることもあれば、救急出動等により勤務時間内の練習が難しい場合は、時間外勤務命令に基づき時間外に練習を行っているため、時間外勤務手当が支給されている。

監査人が消防署の実地監査において、令和4年度の個人別の時間外勤務簿を閲覧したところ、月間40時間を超える時間外勤務者（救急隊員）が存在した。時間外勤務の内容を確認したところ、40時間のうち10時間超は、技術大会へ参加するための練習時間であった。

現在、さいたま市の救急出動件数は令和5年度に入り過去最多のペースで推移しており、多くの救急隊員は時間外勤務を行っている状況にある。救急のひっ迫度合いについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延当初から継続しており、救急隊員の日夜の努力は想像を絶するところである。消防局長よりも消防局の各部長及び消防署長へ、随時、「職員の勤務時間の適正管理」や、「救急隊員の労務負担軽減に係る取組の実施について」通知されているところである。

【現状の問題点（意見23）】

上述したとおり、技術大会への参加はあくまでも本人の希望であり、消防局として参加を強制することや促している実態はなく、参加者本人の熱意と意欲に基づいている。令和4年度においては、救急隊員300人のうち2人（令和4年4月1日現在）が技術大会へ参加しているとのことであり、必ずしも大勢を占めるものではないが、技術大会への参加の意義や本人の熱意も勘案しつつ、ひっ迫する救急体制を少しでも緩和し、健全な状態で救急現場に対応できる人材を確保するためにも、年度ごとに参加者を絞り込む必要性などの検討プロセスがあってもよいのではないかと考える。

③消防音楽隊の在り方について（消防総務課）

さいたま市消防音楽隊は、「市民と消防を結ぶ音の架け橋」として、演奏活動を通じて広く消防行政について広報を行い、市民の防火・防災意識の高揚を図り、消防に対する親しみと理解を深めてもらうことを目的に活動をしている。

消防音楽隊は、定期演奏会やミニコンサート、消防フェア、消防出初式等の各種行事への出場をはじめ、教育委員会が実施する「夢工房 未来くる先生 ふれ愛推進事業」において、市内小中学校での演奏・広報活動を行っている。

さいたま市を含む主な政令市（すべての政令市ではなく監査人が選定した政令市に限る。）の消防音楽隊の出場状況は以下のとおりである。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い出場機会は限定的であったが令和4年度において回復傾向にある。また、各市の消防音楽隊では、会計年度任用職員を採用するケースもある。

政令市名	消防音楽隊	H30	R1	R2	R3	R4	会計年度任用職員	人数
札幌市	あり	73	81	39	30	58	1名	27名 (令和5年4月1日)
仙台市	あり	34	32	7	11	19	※1	36名 (令和5年4月1日)
さいたま市	あり	38	29	2	4	16	6名	27名 (令和5年4月1日)
千葉市	あり	52	49	9	13	19	※1	38名 (令和4年度)
横浜市	あり	206	221	14	41	124	23名	39名 (令和4年4月1日)
新潟市	あり		16	5	3	14	-	34名 (令和5年4月1日)
京都市	あり ※2	260	224	30	58	-	-	-
大阪市	なし ※3	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	あり	190	169	23	42	95	6名	26名 (令和4年4月1日)
岡山市	あり	51	52	7	2	15	-	41名 (令和4年4月1日)
北九州市	あり	※1	144	31	34	91	37名	53名 (令和5年4月1日)

出典：各市ホームページ公表情報より監査人集計

- ※1 ホームページにて公表していないため、空欄としている。
- ※2 京都市は消防音楽隊を令和3年度末をもって廃止している。
- ※3 大阪市は消防音楽隊を平成18年度末をもって廃止している。

また、消防音楽隊の人件費も含めたコストは以下のとおりである。

事業としての支出のほか消防音楽隊隊員のコストを含めた場合の令和4年度のイベント等への出動1回あたりのコストは2,095千円となっている。

単位：千円

内容	令和4年（予算）
報酬（会計年度任用職員）	6,166
職員手当（会計年度任用職員）	496
消防音楽隊普通旅費（消防職員用）	90
会計年度任用職員通勤旅費（費用弁償）	1,003
消防音楽隊消耗品	794
定期演奏会に係る印刷物（ポスター、プログラム）	146
楽器修繕	209
定期演奏会に係る案内送付用郵送料	13
定期演奏会会場使用料	429
定期演奏会に係る歌詞カード使用料（著作権料）	3
事業費合計	9,349
消防音楽隊兼任職員の人件費 *1	24,177
コスト合計	33,526
出動回数（令和4年実施回数）	16回
出動回数1回あたりのコスト	2,095

出典：消防局作成資料を基に監査人が作成

*1 年間の想定訓練時間と出場時間等に対し消防司令補の職位の給与を乗じた金額（対象者21名）

【現状の問題点（意見24）】

さいたま市消防音楽隊は前述のとおり、消防行政の広報等を目的に活動を行っている。消防音楽隊は音楽を専門とする組織ではなく、通常の消防業務も兼務している職員を中心に構成されている。そのため、通常の消防業務の合間を縫って消防音楽隊の訓練を行っている。なお、場合によっては非番、週休の時間に行われるケースもあり、消防音楽隊の訓練は時間外勤務が前提となっている。そのため、消防職員の時間的負担、消防局としての金銭的負担が消防音楽

隊の活動に伴い発生している。

そのほか、通常の消防業務も兼務する職員以外にも会計年度任用職員も採用しており、技術的な部分における音楽隊としての活動維持の観点では会計年度任用職員に大きく依存している状況にある。

消防音楽隊については定期的な出場等を通してさいたま市民に支持されている存在といえるが、楽器の維持費や消防職員及び会計年度任用職員を含めた人員確保等を踏まえると今後、現状の予算以上に資金が必要になる可能性がある。

また、会計年度任用職員が消防音楽隊の多くを占めていた大阪市や、京都市消防カラーガード隊として活動があった京都市では活動を終了しており、消防行政の広報活動については SNS 等を中心とした情報発信へシフトしている。その他の市でも消防音楽隊の存続の要否に関して費用対効果、人員確保の観点等から様々な議論が行われており、さいたま市においても今後の在り方について議論を行っていく必要がある。

【現状の問題点（意見 25）】

消防音楽隊のうち会計年度任用職員については月次で出勤簿を消防総務課にて入手し、報酬支払の決裁を行っている。今後、勤怠管理の効率化のために、全庁的には勤怠システムが導入され、段階的に紙の勤怠管理簿は廃止される方向であるものの、消防音楽隊の会計年度任用職員については勤怠システム利用の予定はないとのことである。現状は月次で消防総務課職員が消防音楽隊の訓練場所である大宮消防署に往査し、紙で管理している出勤簿を入手しているが、今後も勤怠システム導入の対象外となる場合には Excel 形式での作成及び消防総務課への提出とするなど、月次での消防総務課職員による出勤簿の取得について効率的な運用とすることが望まれる。

④消防団員の増員について（消防団活躍推進室）

消防団は市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っている。

経済の高度成長期以降の過密・過疎の進行などや地域社会、就業構造、国民意識の大きな変化に伴い、過疎地域などにおいては、新たに団員として参加する若年層が年々減少する一方、都市部を中心に地域社会への帰属意識の希薄化が生じ、既存の地域組織活動になじみが薄い住民が増加している。団員の年齢構成は、かつて比較的若年層が中心だったが、近年、30歳未満の団員の割合が減少する一方、40代や50代以上の割合が増加するなど、高齢化が進行している。

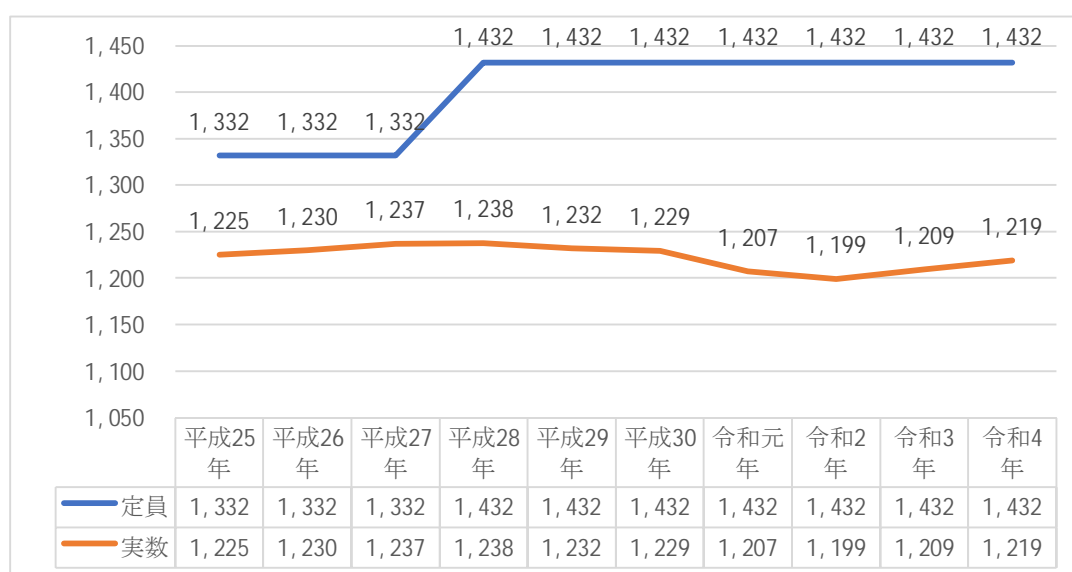
また、団員の職業構成は、かつて自営業者などが中心を占めていたが、被雇

用者である団員の割合が増加しており、昭和43年の26.5%が、令和3年には74.1%に達している。

このような団員数の減少と団員構成の変化が、消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが、各地域・市町村の切実な課題となっている。

さいたま市において、消防団員の被雇用者化や地域コミュニティの希薄化等の社会環境の変化により消防団員の減少要因はあるものの、これまでの消防団員確保に係る広報活動等により入団者は一定数確保しているが、高齢化した消防団員の世代交代による退団者が、一時的に増加していることから、消防団員の増員が困難な状況になっている。

さいたま市消防団員の人数の推移は以下のとおりである。



出典：消防局作成資料を基に監査人が加工

また、総務省消防庁による「消防団の組織概要等に関する調査(令和5年度)の結果」によると、全国の消防団員の数及び被雇用者である消防団員の全消防団員に占める割合は以下のとおりであり、消防団員は減少し、被雇用者である消防団員の割合が上昇傾向にある。

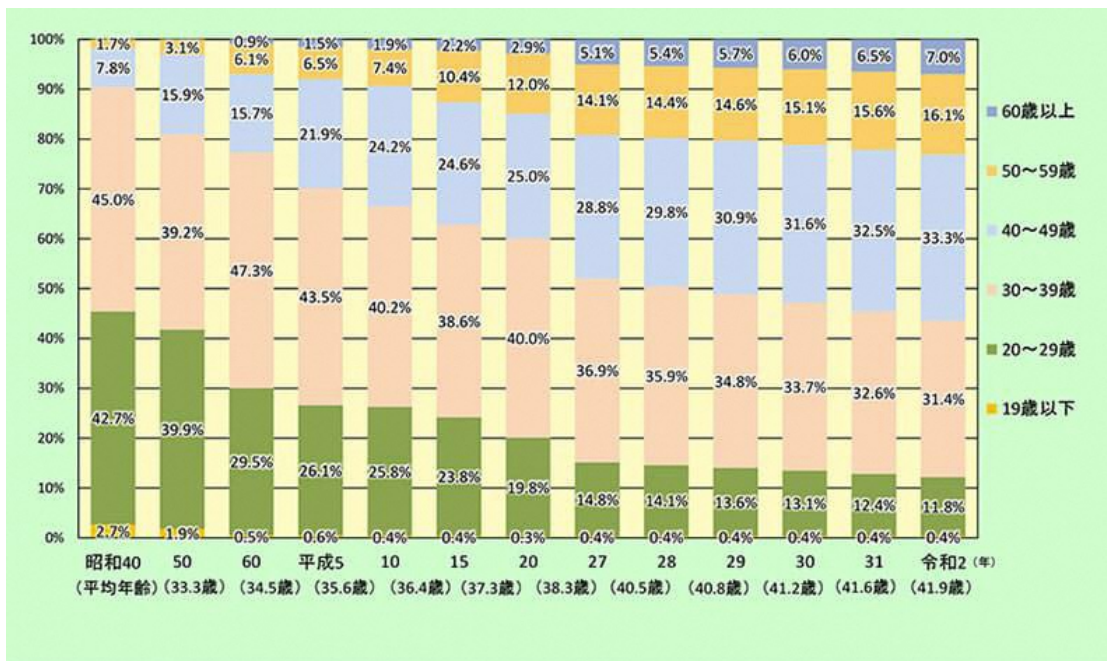
・消防団員の被雇用者化の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

出典：「消防団の組織概要等に関する調査（令和5年度）の結果」（総務省公表）

・消防団員の年齢構成比率の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

出典：「消防団の組織概要等に関する調査（令和5年度）の結果」（総務省公表）

【現状の問題点（意見26）】

広報の方法について現在はチラシに依っているが、様々な媒体で紹介等を行い、特に若年層を中心に消防団の認知度向上、必要性、重要性の理解を深めることで入団を促す必要がある。「さいたま市消防団充実強化計画」に記載のとおり令和3年に実施した「市民意識調査」約43%が消防団の「存在を知らない」と回答しており、今後、「市民意識調査」の回答における消防団認知度について

てKPI（重要業績評価指標）を設定し、改善を図ることが望まれる。

また、入団手続についてオンラインの手続も選択肢として設けるなど、若年層にとって入団手続の簡素化を図ることも一案と考えられる。

⑤防火水槽の水利調査について（消防施設課）

消防水利とは、消防法第 20 条第 2 項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第 21 条第 1 項の規定により消防水利として指定されたものをいい、消火栓のほか防火水槽、プール、河川等が例示として挙げられる。また、消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。このため、消火栓や防火水槽を実際に開け、災害時に取水可能であることを確認するための水利調査を行っている。

（水利の種別）

第 5 条 水利の種別は、次によるものとする。

- (1) 消火栓
 - ア 公設消火栓
 - イ 私設消火栓
- (2) 防火水そう
 - ア 公設防火水そう
 - イ 私設防火水そう
- (3) 兼用水そう
- (4) 池・沼
- (5) プール
- (6) 河川
- (7) 前各号に掲げるもののほかの水利

（水利の維持管理責任）

第 16 条 署長は、管轄区域内の水利が常に有効に使用できる状態を保持するとともに、事故防止の徹底を図る等水利の保全に努めなければならない。

（水利の調査）

第 17 条 署長は、管轄区域内の水利の管理状況、機能状況等を確認するため、別に定める基準により水利の調査を消防課長及び出張所長(以下「消防課長等」という。)に行わせなければならない。

- 2 消防課長等は、前項の調査の計画及び実施結果を署長に報告するものとする。
- 3 消防課長等は、第 1 項の調査の結果、使用上支障がある場合又は事故発生のおそれがある場合は、状況に応じた応急措置を講じておかななければならない。

出典：さいたま市消防水利規程

さいたま市においては、上述の「さいたま市消防水利規程」のほか「さいたま市警防規程」に基づき消防対象物、地理水利や住宅密集地及び道路狭隘地等を定期的に調査し、防ぎよ戦術や活動対策に役立てている。水利調査については「さいたま市消防水利規程事務処理要綱」について以下のとおり定めている。

第10 水利調査に関する事務（第17条関係）

消防課長等は次により水利調査を行うものとする。

(1) 実施計画

ア 規程第17条第2項に基づく実施計画の報告は、年度を6ヶ月ごとに区切って作成するものとし、原則として4月と10月に別記様式第9号により行うものとする。

イ 調査区域の指定にあたっては、同一担当者を長期間指定することのないよう適宜指定替えを行うものとする。

(2) 実施等

ア 水利調査は、別記4により実施するものとする。

イ 規程第19条又は第21条に基づきシステム入力している水利等については、その後の経過を確認するとともに、必要に応じてシステムの入力内容について、変更等を行うものとする。

ウ 水利調査実施後、速やかにシステムに必要事項の入力を行うものとする。

(3) 結果報告

ア 規程第17条第2項に基づく実施結果の報告は、毎月の実施結果を翌月の10日までに、別記様式第10号により行うものとする。ただし、署長が必要と認める場合に行う調査については、署長の指示によるものとする。

イ 前2の調査項目及びその他水利の維持管理上不具合等のあった場合については、次によるものとする。

(ア) 補修が必要で工事等が伴うものについては、規程第19条に基づき事務を行うものとする。

(イ) 前(ア)以外のもの職員等により改善措置を行ったものについては、システムに必要事項を入力するものとする。

(ウ) 使用上の特記事項については、システムの水利台帳に必要事項を入力するものとする。

(エ) 前(イ)、(ウ)の事項は、水利個票の裏面にも記載するものとする。

別記 4 (水利調査実施基準)

調査回数

1. 消火栓は 6 か月に 1 回以上
2. 消火栓以外の水利については 3 か月に 1 回以上
3. その他署長が必要と認める場合

出典：さいたま市消防水利規程事務処理要綱

令和 2 年度以降のさいたま市における消火栓以外の防火水槽、プール・沼・池等の水利調査の実施状況（実施率）は以下のとおりである。

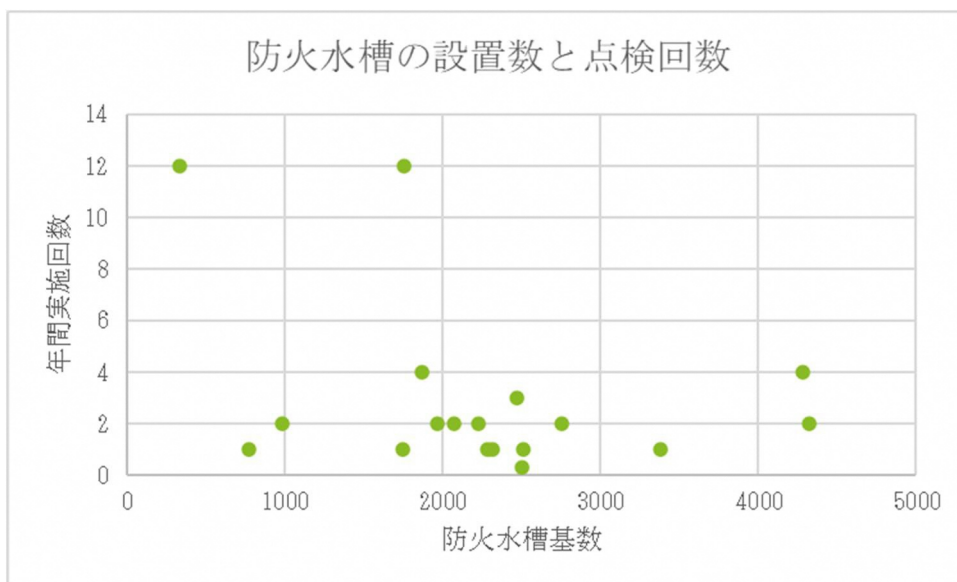
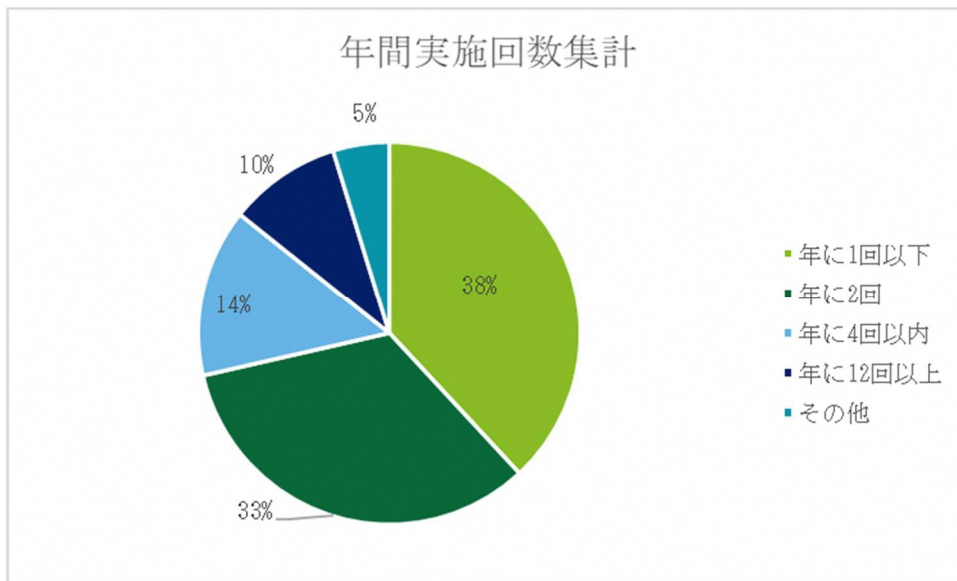
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
西消防署	64%	51%	62%
北消防署	60%	57%	49%
大宮消防署	76%	67%	73%
見沼消防署	110%	96%	90%
中央消防署	79%	87%	83%
桜消防署	62%	84%	84%
浦和消防署	70%	83%	73%
南消防署	65%	63%	69%
緑消防署	74%	77%	80%
岩槻消防署	65%	66%	75%
全体	74%	72%	72%

出典：消防年報及び消防局作成資料を基に監査人が集計

※実施率は、消火栓以外は実施基準によると調査回数は年 4 回のため、年 4 回実施した場合を 100%として計算している。

消火栓以外の水利は 3 か月に 1 回以上の調査が必要であり、実質年 4 回となっているものの、多くの消防署にて 100%を下回る水準で推移している。

また、さいたま市以外の主な政令市における防火水槽の基数及び防火水槽の水利調査の実施回数は以下のとおりであり、規模の大きな都市（防火水槽の設置数）になるほど水利調査の実施回数は小さくなる傾向にある。さいたま市は、規模に比して実施回数が多い状況が見て取れる。



出典：消防局作成資料を基に監査人が作成

【現状の問題点（意見 27）】

前述のとおり、さいたま市消防水利規程事務処理要綱にて規定する防火水槽の年4回の水利調査が各消防署で必ずしも実施できていない状況である。

水利調査は、災害時に取水可能であることを確認する重要な手続であるため、実施率は100%となるべきであり、実際の運用も100%に近づくよう努めるべきである。一方で、防火水槽の令和4年度の消防活動での使用件数は9件であることや、他の政令市の実施状況も鑑みて、防火水槽の水利調査の実施回数について再検討する余地があると考える。

⑥消火栓の水利調査について（消防施設課）

消火栓は、水道管に付属した給水施設である。さいたま市では主に道路などの地下に埋設されており、マンホールの蓋を開けて使用する。水道事業者と連携を図り、水道配管の新規布設及び布設替えに合わせ、水利が不足している地域へ設置を行っている。

消火栓の設置数は以下のとおりである。

区名	消火栓
西区	1,204
北区	1,299
大宮区	1,077
見沼区	1,789
中央区	743
桜区	799
浦和区	1,067
南区	1,198
緑区	1,399
岩槻区	1,690
総計	12,265

出典：消防年報

各消防署の消火栓の水利調査の実施状況（実施率）は以下のとおりである。

前述の防火水槽等と同様の方法で算定しており、年2回実施した場合を100%として計算している。

消防署名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西消防署	104%	88%	86%
北消防署	99%	85%	65%
大宮消防署	98%	87%	101%
見沼消防署	100%	102%	93%
中央消防署	80%	84%	86%
桜消防署	90%	98%	99%
浦和消防署	96%	105%	101%
南消防署	95%	91%	102%
緑消防署	97%	95%	98%
岩槻消防署	90%	97%	104%
全体	96%	94%	94%

出典：消防年報及び消防局作成資料を基に監査人が集計

【現状の問題点（意見 28）】

水利調査にて求められている年 2 回の調査が実施されていない消火栓が生じている。

今後、⑤にて記載した使用件数の低い防火水槽の点検回数の見直しの要否も踏まえ、消火栓の水利調査の実施率についても改善を行う必要がある。

⑦防火水槽敷地の貸借契約について（消防施設課）

防火水槽は、地上または地下に設置される大型の水槽である。消火栓と違い、貯水量までしか使用できないが、水道が使用できない状況でも使用することができる。地下埋設のものは消火栓同様、マンホールの蓋を開けて使用する。

また、震災時等の断水による消火栓の使用不能に備え、防火水槽が不足している地域の公園や公共施設等を中心に、関係機関と調整を図りながら耐震性防火水槽の整備を進めている。

さいたま市では以下のとおり防火水槽が整備されている。

消防署名	公設（※1）	私設（※2）	合計
西消防署	97	200	297
北消防署	89	650	739
大宮消防署	37	634	671
見沼消防署	147	415	562
中央消防署	60	348	408
桜消防署	58	170	228
浦和消防署	151	172	323
南消防署	135	280	415
緑消防署	108	199	307
岩槻消防署	126	201	327
全体	1,008	3,269	4,277

出典：消防年報

（※1）消防局で所有又は管理する防火水槽

（※2）私人(個人・私企業)等によって設置された公設以外の防火水槽

【現状の問題点（意見 29）】

防火水槽を私有地に整備している場合、土地に係る貸借契約が必要となる。担当者の説明によれば、有償の場合については、賃貸借契約書を 3 年に 1 度契約更新しているが、無償となっている場合には、使用貸借契約書を取り交わしているか不明なものもあるとのことであった。有事の際を考慮し、段階的に契約書の有無を確認し、可能な限り契約書を取り交わすことが望まれる。

また、防火水槽の令和 4 年度の消防活動での使用件数は 9 件であることや、防火水槽の維持や点検にかかるコストを勘案すると私有地に設置される防火水槽のうち、撤去の希望がある場合には必要に応じて整理や縮小の検討を行う余地があると考えられる。

⑧消防署員による防火訪問について（予防課）

さいたま市消防局では、住宅火災の発生防止と被害の軽減、また、火災による高齢者被害の低減を目的として、平成 30 年度から市内全域を対象として、平成 30 年度時点における高齢者の居住している世帯を対象に、消防職員による「防火訪問」を実施している。

主に高齢者世帯（高齢者単身世帯及び高齢者のみ世帯）を対象としており、消防職員が直接住宅を訪問し、防火について以下のアドバイスをを行うとともに、火災予防パンフレット等の配布を行っている。また、消防職員が直接訪問を行わず、埼玉県介護支援専門員協会及びガス事業者と連携し、利用者宅訪問時に、住宅用火災警報器の有無について確認することや、住宅用火災警報器リーフレットを用いて設置・維持管理の重要性について伝えている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 住宅火災における出火防止対策2 火災発生時の対応3 住宅用火災警報器の設置促進、維持管理（点検、清掃、交換）4 その他火災予防上必要な事項（防災品の推奨、悪質訪問販売対策等） |
|--|

市内全域を訪問対象としているため、各区の進捗状況に合わせて年度毎に訪問地域を決定している。なお、平成 30 年度に把握した対象世帯をすべて訪問した消防署については、新たに高齢者データを取得し、各消防署の目標件数を達成するようにしている。

【現状の問題点（意見 30）】

本事業は、平成 30 年度から令和 7 年度までに実施する事業であり、令和 7 年度以降については同事業を継続させるのか、新たな事業を開始するのかが検討中となっている。

今後、消防局として引き続き事業を行っていく場合には、上述した埼玉県介護支援専門員協会及びガス事業者との連携に加えて、高齢者の見守り等の福祉事業を実施している福祉局との連携についても検討することが望まれる。検討に際しては、防火訪問のためのマニュアルも整備されているが、消防署員が対応すべき領域と消防署員でなくても対応できる領域を整理し、効率的・効果的に事業を実施できるよう人員の適正配置や部局間の応援や連携の在り方を検討願いたい。

(3) 計画の進捗状況

①さいたま市消防力整備計画の進捗状況について（消防企画課）

さいたま市消防力整備計画（以下「整備計画」という。）には、以下の各種計画が織り込まれている。

- 10年後に目指す消防体制の理想像
- 消防署所整備計画（10年間）
- 消防車両整備計画・人員整備計画（5年間）
- あらゆる災害に備えるために

整備計画の策定が令和3年3月であり、監査対象である令和4年度においては、計画期間のうち2年が経過した段階である。したがって、進捗状況や期間中の中間評価などの評価結果が公表されているものではないが、10年目（消防車両整備計画・人員整備計画については5年目）の評価に向けて、毎年度の実績を把握・評価した結果を、議会へ報告している。

監査人が、監査の過程で令和4年度においてのそれぞれの計画の実施状況や進捗状況を整備計画の閲覧及び担当課への質問により把握した内容は以下のとおりである。

なお、「10年後に目指す消防体制の理想像」については、下表の3つの方向性を示しており、それらを具現化する施策が、「消防署所整備計画（10年間）」、「消防車両整備計画・人員整備計画（5年間）」及び「あらゆる災害に備えるために」に織り込まれていると解釈した。

1 地域特性に応じた消防体制

本市の消防力が合併を経て誕生、成長を遂げてきた背景から、消防署には一定の車両と人員、出張所には一定の車両と人員といったように、地域差が極力生じないような消防力整備を進めてきましたが、合併から約20年が経過したことを踏まえ、まちづくりや地域特性をより考慮し、地域に必要とされる消防力の配置、運用を図ります。

2 効率的・効果的な消防体制

火災などの災害が発生したときは、行政区に関わらず、最寄りの消防車両が災害出場します。消防力の配置、運用を考える際は、行政区ごとに捉えるのではなく、さいたま市全体を捉え、適正化を図ります。

3 時代の変化に応じた消防体制

地震や風水害といった自然災害の大規模化や、高齢化の進行に伴う救急需要の増加、ドローンやAIといった技術革新など、社会環境は予測が難しいほどに大きく変化しています。これまでの取組で良かったことが、これからの10年間は必ずしも通用しない社会環境になるかもしれないという

前提のもと、消防力も常に変化を続け、適切に見直しを図り、時代の変化に対応します。

出典：さいたま市消防力整備計画

下表のうち、「令和4年度における実施状況・進捗状況」の項目に記載の事項を除き、整備計画より抜粋又は監査人が要約の上記載している。

◆消防署所整備計画（10年間）	
整備計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
<p>●前整備計画において計画途中となっている岩槻区内2箇所の出張所の整備</p> <p>令和8年度以降に、旧岩槻消防署跡地に（仮称）城南地区出張所を整備する。太田出張所については、平成27年度に耐震補強工事を行ったものの、今後、首都直下地震の恐れなどからも長期的な使用は難しく、また、岩槻消防署、（仮称）城南地区出張所及び上野出張所の適正配置が図られることから、上野出張所が整備された後に廃止することとする。</p> <p>また、上野出張所については、令和12年度までに、慈恩寺地区南側及び東岩槻地区北側付近で、なおかつ浸水のおそれがない地域に移転することを目指す。</p>	<p>【消防施設課】</p> <p>令和4年度、5年度の継続事業として、（仮称）城南地区出張所建設工事基本・実施設計業務を行っている（履行期間 R4. 6. 10～R5. 10. 25）</p> <p>【消防企画課】</p> <p>岩槻区長に整備計画の説明を実施した。</p> <p>上野出張所移転整備に向けた情報収集等を実施した。</p>
<p>●合併以降一度も整備が行われてこなかった南区の消防署所</p> <p>令和12年度までに現在地で建替えることを基本とするが、仮設庁舎等に係る用地が確保でき次第、速やかに事業着手することを目指す。</p> <p>必要となる面積が確保できる適地が近隣にあれば移転も考慮することとする。</p>	<p>【消防企画課】</p> <p>建替えによる仮設庁舎用地の情報収集及び移転可能な用地に関しても市有地、国や県の未利用地、公共施設の跡地など、情報収集を行った。</p> <p>また、南区長に整備計画の説明を実施した。</p>

◆消防車両整備計画（5年間）

整備計画に記載されている具体的施策の要約		令和4年度における実施状況・進捗状況							
<p>●消防ポンプ自動車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>現有数</td> <td>38台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">95.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>40台</td> </tr> </table> <p>すでに2台配備している大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区の各出張所に加えて、今後、武蔵浦和地区及び美園地区の各出張所についても庁舎整備の状況を踏まえ増強配備する。</p>		現有数	38台	充足率	95.0%	基準数	40台	<p>【消防企画課】 令和5年度美園地区への増隊に向けた庁内調整を実施した。</p> <p>【警防課】 消防ポンプ自動車1台を令和5年度予算要求し、市長示達を受けた。車両については、令和5年度に納車予定である。</p>	
現有数	38台	充足率	95.0%						
基準数	40台								
<p>●はしご自動車又は屈折はしご自動車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>現有数</td> <td>10台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>10台</td> </tr> </table> <p>現有台数を維持する。</p>		現有数	10台	充足率	100.0%	基準数	10台	<p>変更なし。</p>	
現有数	10台	充足率	100.0%						
基準数	10台								
<p>●化学消防車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>現有数</td> <td>4台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">133.3%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>3台</td> </tr> </table> <p>更新時期を迎えた化学消防車を更新せず、現有数を3台とする。</p>		現有数	4台	充足率	133.3%	基準数	3台	<p>変更なし。 令和7年度までに更新時期を迎える化学消防車を1台減車する計画としている。</p>	
現有数	4台	充足率	133.3%						
基準数	3台								
<p>●救急自動車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>現有数</td> <td>30台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">93.8%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>32台</td> </tr> </table> <p>日進・宮原地区及び武蔵浦和地区について、庁舎整備の状況を踏まえ順次2台を配置する。</p> <p>なお、令和7年から令和12年にかけては、救急要請がさらに増加することが見込まれていることから、10年後の救急需要に対応できるよう日勤救急隊の拡大やICT、AIといった先進技術を活用し、救急需要に応じた救急隊の機動的運用（移動待機）の導入検討などに取り組む。これにより、すでに整備</p>		現有数	30台	充足率	93.8%	基準数	32台	<p>変更なし。 令和6年度に1台、令和7年度に1台増車する計画としている。</p>	
現有数	30台	充足率	93.8%						
基準数	32台								

	<p>している大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区に加え、総合振興計画にある日進・宮原地区、武蔵浦和地区及び岩槻地区といった2都心4副都心に対して、救急体制の強化を図る。</p>											
	<p>●救助工作車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="343 474 903 573"> <tr> <td>現有数</td> <td>10台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>10台</td> </tr> </table> <p>現有台数を維持する。</p>	現有数	10台	充足率	100.0%	基準数	10台	<p>変更なし。</p>				
現有数	10台	充足率	100.0%									
基準数	10台											
	<p>●指揮車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="343 719 903 817"> <tr> <td>現有数</td> <td>11台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>11台</td> </tr> </table> <p>現有台数を維持する。</p>	現有数	11台	充足率	100.0%	基準数	11台	<p>変更なし。</p>				
現有数	11台	充足率	100.0%									
基準数	11台											
	<p>●特殊災害対応車 基準数と現有数の現況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="343 965 903 1064"> <tr> <td>現有数</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>1台</td> </tr> </table> <p>現有台数を維持する。</p>	現有数	1台	充足率	100.0%	基準数	1台	<p>変更なし。</p>				
現有数	1台	充足率	100.0%									
基準数	1台											
	<p>●特殊車 多種多様な特殊車が11種類あるが、内3種類については現有数が基準数を満たしていないが、いずれも不充足数は1台であり、7年度までに1台を整備するとしている。</p>	<p>変更なし。 令和7年度までに、資機材搬送車、大型水槽車及び人員搬送車を増車する計画としている。</p>										
	<p>●非常用消防車両 消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車の3種類であるが、いずれも基準数を充足しており、現有台数を維持する計画となっている。</p>	<p>変更なし。</p>										
<p>◆人員整備計画（5年間）</p>												
	<p>整備計画に記載されている具体的施策の要約</p>	<p>令和4年度における実施状況・進捗状況</p>										
	<p>●消防ポンプ自動車 基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="343 1827 948 1973"> <tr> <td>前計画</td> <td>552人</td> <td rowspan="2">充足率 (増減)</td> <td rowspan="2">97.9% (+12人)</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>564人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>消防ポンプ自動車の増車に合わせ、基準数を増員</p>	前計画	552人	充足率 (増減)	97.9% (+12人)	基準数		基準数	564人			<p>変更なし。 令和5年度に12人の増員の計画である。</p>
前計画	552人	充足率 (増減)	97.9% (+12人)									
基準数												
基準数	564人											

<p>する。</p> <p>●はしご自動車 基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>61人</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>61人</td> </tr> </table> <p>はしご自動車は、現有台数を維持することから、人員についても基準数を維持する。</p>		前計画 基準数	61人	充足率	100.0%	基準数	61人	変更なし。
前計画 基準数	61人	充足率	100.0%					
基準数	61人							
<p>●化学消防車 化学消防車については、消防ポンプ自動車と乗換運用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車に含まれている。</p>		変更なし。						
<p>●救急自動車 基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>272人 (※)</td> <td rowspan="2">充足率 (増減)</td> <td rowspan="2">93.2% (+20人)</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>292人</td> </tr> </table> <p>(※) 前計画基準数は264人であるが、前計画期間中に、救急要請の増加に対応するため、整備計画(29台)を上回る30台を整備したことから基準数の見直しを行っている。</p> <p>救急要請の増加に対応するため、基準数を増員する。</p>		前計画 基準数	272人 (※)	充足率 (増減)	93.2% (+20人)	基準数	292人	変更なし。 令和6年度に10人、 令和7年度に10人の 増員の計画である。
前計画 基準数	272人 (※)	充足率 (増減)	93.2% (+20人)					
基準数	292人							
<p>●救助工作車 基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>107人</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>107人</td> </tr> </table> <p>救助工作車は、現有台数を維持することから、人員についても基準数を維持する。</p>		前計画 基準数	107人	充足率	100.0%	基準数	107人	変更なし。
前計画 基準数	107人	充足率	100.0%					
基準数	107人							
<p>●指揮車 基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>91人</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>91人</td> </tr> </table> <p>指揮車は、現有台数を維持することから、人員についても基準数を維持する。</p>		前計画 基準数	91人	充足率	100.0%	基準数	91人	変更なし。
前計画 基準数	91人	充足率	100.0%					
基準数	91人							

	<p>●特殊災害対応車、特殊車等</p> <p>いずれも、消防ポンプ自動車等と乗換運用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車等に含まれている。</p>	<p>変更なし。</p>												
	<p>●通信員</p> <p>基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="336 477 948 622"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>32人</td> <td rowspan="2">充足率 (増減)</td> <td rowspan="2">91.4% (+3人)</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>35人</td> </tr> </table> <p>救急要請の増加に伴い増加する119番通報に対応するため、基準数を増員する。</p>	前計画 基準数	32人	充足率 (増減)	91.4% (+3人)	基準数	35人	<p>変更なし。</p> <p>令和6年度に3人の増員の計画である。</p>						
前計画 基準数	32人	充足率 (増減)	91.4% (+3人)											
基準数	35人													
	<p>●予防要員</p> <p>基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <p>・専従</p> <table border="1" data-bbox="336 864 948 1010"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>100人</td> <td rowspan="2">充足率 (増減)</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>100人</td> </tr> </table> <p>・兼務</p> <table border="1" data-bbox="336 1059 948 1205"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>52人</td> <td rowspan="2">充足率 (増減)</td> <td rowspan="2">50.0% (+52人)</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>104人</td> </tr> </table> <p>市の発展に伴い市内の防火対象物は増加していることから、基準数を増員する。</p>	前計画 基準数	100人	充足率 (増減)	100.0%	基準数	100人	前計画 基準数	52人	充足率 (増減)	50.0% (+52人)	基準数	104人	<p>令和3年度から、予防要員の算定方法を見直し、消防署・出張所の隔日勤務の現場部隊の副主任査察員を兼務の人員に算定することとした。令和4年度については変更なし。</p>
前計画 基準数	100人	充足率 (増減)	100.0%											
基準数	100人													
前計画 基準数	52人	充足率 (増減)	50.0% (+52人)											
基準数	104人													
	<p>●消防事務等要員</p> <p>基準数と前計画基準数は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="336 1395 948 1541"> <tr> <td>前計画 基準数</td> <td>137人 (※129人)</td> <td rowspan="2">充足率</td> <td rowspan="2">100.0%</td> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>129人</td> </tr> </table> <p>(※) 前計画基準数は救助隊以外の救助要員3人を含み、カッコ内は救急自動車の整備目標数の変更を反映した参考数である。</p> <p>事務執行体制の効率化を進め、基準数を見直す。</p>	前計画 基準数	137人 (※129人)	充足率	100.0%	基準数	129人	<p>変更なし。</p>						
前計画 基準数	137人 (※129人)	充足率	100.0%											
基準数	129人													
<p>◆あらゆる災害に備えるために</p>														
	<p>整備計画に記載されている具体的施策の要約</p>	<p>令和4年度における実施状況・進捗状況</p>												
	<p>●大規模災害に対する体制整備</p> <p>本計画の大きな取組の一つとして、大規模災害の</p>	<p>特殊車両の増強整備は「消防車両整備計</p>												

	<p>発生に備え、資機材搬送車などの特殊車両の増強整備や、本市の消防力を最大限に発揮するために必要な警防本部情報システムなどの消防活動態勢の整備を進めるとともに、全国の消防機関の応援部隊を受け入れる受援拠点施設の整備を図る。</p>	<p>画」に記載している。また、警防本部情報システムは令和元年度に導入している。</p> <p>応援部隊を受け入れる受援拠点施設の整備は、「受援機能を有する大規模訓練施設の整備」に記載している。</p>
	<p>●受援機能を有する大規模訓練施設の整備</p> <p>令和12年度までに、以下の構想で受援機能を有する大規模訓練施設を整備する。</p> <p>(1) さいたま市直下地震が発生した際に、災害活動拠点として市内に入ることが見込まれる緊急消防援助隊2～4府県大隊（約440隊）、約1,500名程度を受け入れる規模とし、緊急車両の駐車及び宿営のためのエアテント等を展開するオープンスペースを有する施設とする。</p> <p>(2) 消防部隊間による連携活動訓練や消防団の活動能力の向上を図るため、火災等を想定した訓練施設とする。</p> <p>(3) 消防職団員のほか、自主防災組織や市民が消防防災に関する知識や技術を身につける教育施設とする。</p>	<p>用地に関しては市有地、国や県の未利用地、公共施設の跡地など情報収集を行っている。</p>

【現状の問題点（意見31）】

令和3年度から実施している計画であり、担当課へのヒアリングの過程で、計画の実行に日々努力邁進している状況は見受けられた。

一方、監査対象年度である令和4年度は、計画実施開始後2年しか経過していないため、上表の「令和4年度における実施状況・進捗状況」の各項目に記載のとおり、計画策定当初から変更なく、進行中の計画が多い状況であるため、今後も引き続き、以下の事項にも留意して着実に計画を進めることが望まれる。

- 施設や車両や人員の整備計画などのように、定量的にKPIを設定することが比較的容易な計画ばかりではないことは承知しているが、そのような計画についても、例えば職員の行動計画を定量化するなど、極力KPIを設定することが望ましい。

- ▶ 特に、「10年後に目指す消防体制の理想像」を達成するための取組みについては、年度ごとのマイルストーンを設け、達成度合いを確認するなど、目標達成のための時間軸を明確にすることが望ましい。

②さいたま市消防団充実強化計画の進捗状況について（消防団活躍推進室）

さいたま市消防団充実強化計画（以下「充実強化計画」という。）の改訂が令和4年4月であり、監査対象である令和4年度においては、計画期間のうち1年が経過した段階であり、進捗状況や期間中の中間評価などの評価結果が公表されているものではないが、整備計画同様、令和4年度の実績を把握・評価した結果を、議会へ報告している。

監査人が、監査の過程で令和4年度におけるそれぞれの計画の実施状況や進捗状況を充実強化計画の閲覧及び担当課への質問により把握した内容は以下のとおりである。

なお、下表のうち、「令和4年度における実施状況・進捗状況」の項目に記載の事項を除き、充実強化計画より抜粋又は監査人が要約の上記載している。

i) 消防団組織及び体制の強化

◆消防団消防力の強化		
	計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
	<p>●分団配置の均衡化</p> <p>現行の65分団から3分団増強し68分団とする。増強する行政区は以下のとおりであり、他の行政区は現行の分断数を維持する。</p> <p>西区：現行の4分団から5分団とする（1分団増強）</p> <p>北区：現行の3分団から5分団とする（2分団増強）</p>	見沼区1分団増強の目標としていたが、令和3年度の前倒しで実施済み。
	<p>●1分団あたりの必要人数等</p> <p>1分団あたりの必要人員は、大規模災害活動に必要な人員である20人とする。消防団員の定員については、1,432名とする。</p>	消防団員の年間入団者数目標72名に対し実績は80名となっている。
◆地域に密着した組織体制整備		
	計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
	<p>●団本部機能の強化</p> <p>行政区ごとに消防副団長を配置し、消防副団長は、広報指導分団及び各ブロック隊担当として明確</p>	ブロック隊本部員制度導入済みである。

	に位置付ける。また、消防職員 OB の知見を活用するためブロック隊本部員制度を導入する。	
	<p>●広報指導分団の活動促進</p> <p>以下の活動のそれぞれについて課題が識別されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> -救命講習指導の拡充 -広報活動の拡充 -大規模災害時の任務 -各ブロック隊との連携強化 	課題の解決に着手中である。

ii) 消防団活動能力の向上

◆活動に即した施設の整備														
	分団施設のスペックや機能を明確化するとともに、建替えを含めた分団施設のあり方についての方針や計画を策定していく。													
	計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況												
	<p>●消防団施設に求められる機能等</p> <table border="1" data-bbox="343 1003 1027 1373"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 1003 470 1055">機能</th> <th data-bbox="470 1003 1027 1055">必要性及び今後の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1055 470 1182"> 詰所 (会議室) </td> <td data-bbox="470 1055 1027 1182"> 分団の会議、研修、災害時の待機をするため必要なスペース。特に風水害や震災の際の活動拠点として必要不可欠。ただし、公共施設と併設した場合、当該施設の会議室等を詰所として活用することは可能と思われる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1182 470 1249">湯沸室</td> <td data-bbox="470 1182 1027 1249">震災時等の活動拠点（補給等の実施）として必要不可欠。（公共施設併用可能）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1249 470 1317">便所</td> <td data-bbox="470 1249 1027 1317">生理現象に対処するため必要不可欠。女性消防団員の増加が見込まれることから、今後の施設整備の中で配慮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1317 470 1350">車庫</td> <td data-bbox="470 1317 1027 1350">消防車両の収容場所として必要不可欠。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1350 470 1373">資機材庫</td> <td data-bbox="470 1350 1027 1373">震災対策用資機材等の収容場所として必要不可欠。</td> </tr> </tbody> </table>	機能	必要性及び今後の方向性	詰所 (会議室)	分団の会議、研修、災害時の待機をするため必要なスペース。特に風水害や震災の際の活動拠点として必要不可欠。ただし、公共施設と併設した場合、当該施設の会議室等を詰所として活用することは可能と思われる。	湯沸室	震災時等の活動拠点（補給等の実施）として必要不可欠。（公共施設併用可能）	便所	生理現象に対処するため必要不可欠。女性消防団員の増加が見込まれることから、今後の施設整備の中で配慮する。	車庫	消防車両の収容場所として必要不可欠。	資機材庫	震災対策用資機材等の収容場所として必要不可欠。	左記に変更はない。
機能	必要性及び今後の方向性													
詰所 (会議室)	分団の会議、研修、災害時の待機をするため必要なスペース。特に風水害や震災の際の活動拠点として必要不可欠。ただし、公共施設と併設した場合、当該施設の会議室等を詰所として活用することは可能と思われる。													
湯沸室	震災時等の活動拠点（補給等の実施）として必要不可欠。（公共施設併用可能）													
便所	生理現象に対処するため必要不可欠。女性消防団員の増加が見込まれることから、今後の施設整備の中で配慮する。													
車庫	消防車両の収容場所として必要不可欠。													
資機材庫	震災対策用資機材等の収容場所として必要不可欠。													
	<p>●施設整備の基本的な方向性</p> <p>平成22年度及び23年度において、23施設の耐震診断を実施しており、その結果及び費用対効果を踏まえ補強・改修、必要に応じて建替等を計画的に実施していく。また、耐震診断以外の施設であっても、施設の老朽度や機能の不備等を十分に考慮していく。</p>	左記に変更はない。												
	<p>●整備計画</p> <p>1 増強分団施設 建設用地を含めた地元との調整を行い、3施設増強する。</p> <p>2 既存分団施設 老朽化の激しい12施設について、8年間（R4～R11）で建替えを行う。</p>	2分団の車庫完了を目標としていたが、実績は1分団となっている。												

	<p>●公共マネジメント計画との整合性等について</p> <p>公共施設マネジメント計画においては、施設の効率的な整備が不可欠となることから、今後個別の施設の整備の際、建物の簡略化や他施設との複合化も含めた効率的な整備の検討を進めていく。なお、公共施設マネジメント計画では、消防団施設は事後保全することとしていることから、建物不具合による改修等が必要となった場合は、その都度維持改修を行うこととする。</p>	左記に変更はない。
◆活動に即した車両の配備		
	消防団が行っている災害対応及び地域特性を踏まえたうえで、今後の配備車両についての方針や計画を策定していく。	
	計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
	<p>●消防団に求められる活動の整理</p> <p>従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、消防署隊の活動支援や補完、さらに、多数の人員を必要とする大規模災害時や武力攻撃発生時には、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが求められている。</p>	左記に変更はない。
	<p>●消防団の災害対応を踏まえた配備車種等について</p> <p>災害活動を考慮した車両配備については、「消防ポンプ自動車」又は「小型ポンプ積載車」を適材適所に配置する。</p>	左記に変更はない。
	<p>●今後の車両配備等の方向性等について</p> <p>配備車種は、消防ポンプ自動車に小型ポンプ積載車を加え、各地域分団の実情に応じて、車両更新前に該当分団と十分に調整を図りながら車両を配備していくものとする。</p>	1分団に対して消防ポンプ自動車の更新配備を行った。
◆教育訓練の充実強化		
	消防団員の教育訓練の現状及び課題を整理し、教育訓練体系等の再編を図ったことから今後は計画に沿って着実に進めていく。	
	計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
	●教育訓練体系	左記に変更はない。

	<p>●教育訓練実施について</p> <p>消防団の教育訓練を効率的かつ効果的に推進するため、1年間に実施する内部機関研修及び外部機関研修について教育訓練計画を定める。また、消防団のさらなる活動能力の向上を図るため、教育訓練指針を策定する。教育訓練指針を受けて、総務部長は局研修、消防署長はブロック隊を担当する消防副団長と調整を図り、ブロック研修の実施計画を策定する。</p>	<p>教育訓練指針を策定済みである。</p>
	<p>●内部機関研修について</p> <p>1 消防局研修 消防局研修として「基礎教育研修」及び従来から広報指導分団を対象に実施している「応急手当指導員講習」を実施する。</p> <p>2 消防署研修 消防署研修として「ブロック研修」を実施する。</p> <p>3 自主研修 自主研修として「分団独自の研修」を実施する。</p>	<p>各種研修について継続的に実施している。</p>
	<p>●外部機関研修について</p> <p>1 消防学校研修 埼玉県消防学校等において実施する各種教育訓練に参加する。</p> <p>2 公務災害防止研修 安全管理や健康管理、S-KYT研修等に参加する。</p> <p>3 資格取得研修 消防デジタル無線の運用に必要な陸上特殊無線技士の養成を実施する。その他消防団員として必要なスキルや資格取得などについて検討をするものとする。</p>	<p>各種研修について継続的に参加している。</p>
<p>◆地域との連携強化</p>		
	<p>消防団の認知度を向上させるとともに、活動を促進していくためには、地域の理解やバックアップが不可欠となるため、地域と消防団がどのように関わっていくべきかを主眼として、地域との連携強化を図るための方向</p>	

性を見出していく。	
計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
<p>●消防団に対する市民等の認識と理解の把握について</p> <p>令和3年度に1,000人を対象とした市民意識調査の結果を踏まえ、消防団が地域のために何ができるのか対象等を含めて検討した結果、連携の対象として、自主防災組織、その母体となる自治会、自警消防団及び事業所（以下「自主防災組織等」という。）を最優先に考慮することとし、連携内容については、自主防災組織等に対する訓練指導及び合同訓練等とする。</p>	左記に変更はない。
<p>●地域との連携強化を図るための現状での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> -消防団及び事業所等との協力体制を強化するため、消防団協力事業所表示制度の推進する必要がある（令和3年4月1日現在40事業所を認定）。 -自治会及び自主防災組織との訓練等を実施しており、令和元年度は、132分団が実施している。平成28年8月から消防団と自主防災組織等の連携による地域防災訓練の実施を推進している。 	左記を継続的に実施している。
<p>●地域との連携強化を図るための方策（方向性）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団に期待する役割（地域の防災リーダー・地域住民への防災意識の普及）を踏まえて、訓練参加及び指導や催事警戒等を積極的に実施していく必要がある。 2 消防団は「公助」としての側面とともに、「共助」としての側面も有している。 指揮統制に基づき活動する実働部隊であると同時に、常備消防、警察、自衛隊（公助）と自主防災組織（共助）や地域住民（自助）との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。 3 自治会等から消防団に、訓練等の実施を依頼してもらえるような環境づくりが必要。 4 自治会等に消防団の存在を知ってもらう必要がある。 	左記を継続的に実施している。

	<p>5 自治会長と消防分団長との顔の見える関係も必要。</p> <p>6 行政として出来る環境づくりとして、「出前講座」等を率先して実施し、消防団の存在を認知してもらう必要がある。（実施に当たっては対象等を十分に考慮する。）ただし、出前講座は要請に基づき実施するもので、行政から押し付けることはできないため、一例として消防分団長から自治会長等に出前講座の存在を PR してもらうことも必要である。</p>	
--	---	--

iii) 消防団員の確保

◆消防団に参加しやすい環境の確保		
	<p>消防団員減少の要因、要因ごとの課題及び課題解決に向けての方向性を整理した中で、個々の方策の制度化（可能性）を図っていく。</p> <p>なお、個々の方策については、いずれも、消防団に参加しやすくするための間口等の整備や各種環境整備を図るためのものとなる。</p>	
	<p>計画に記載されている具体的施策の要約</p>	<p>令和4年度における実施状況・進捗状況</p>
	<p>●消防団員確保の課題</p> <p>就業形態のいわゆるサラリーマン化や地域コミュニティの希薄化などの社会環境の変化が全国的にも消防団員が減少を続けている大きな要因となっている。本市においても、これらの社会環境の変化による要因に加え、これまでの消防団員広報により入団者は一定数確保しているが、高齢化した消防団員の世代交代による退団者が、一時的に増加していることから、消防団員の増員が困難な状況になっている。</p>	<p>左記に変更はない。</p>
	<p>●方策等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本消防団員の入団促進 2 昼間消防団消防力の低下改善に向けた入団促進 3 女性消防団員の入団促進 4 学生の入団促進 5 休団制度 6 事業所との連携 7 機能別分団等の導入 8 新型コロナウイルス感染症等への対策 	<p>左記に変更はない。</p>

◆ 処遇改善・広報活動等		
	計画に記載されている具体的施策の要約	令和4年度における実施状況・進捗状況
	<p>● 処遇改善について</p> <p>(1) 報酬等の現状</p> <p>消防団員の報酬額は、市町村の条例で定めており、その目安となっているのが、財源補償制度として、国が地方公共団体に交付している地方交付税の算定の基礎としている額及び消防庁が定める非常勤消防団員の報酬等の基準の額となっている。</p> <p>本市においても、当該算定基礎額等及び基準額を参考にしながら、消防団条例で職名ごとの年額報酬及び出動内容ごとの出動報酬額を定めている。</p> <p>(2) 問題点及び課題</p> <p>ア 多くの消防団員が生業、生活の一部を犠牲に活動しており、その対価としての意味とモチベーションの高揚を図るためにも、適正な報酬体系としていく必要がある。</p> <p>イ 消防団活動に見合った報酬体系を構築していく必要がある。</p> <p>(3) 今後の方向性</p> <p>消防団員は「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い使命感のもとに活動しており、報酬等の額についてあからさまに不満を述べることはあまりないが、消防団員の確保対策の観点からも今後継続して検討していく必要がある。</p>	<p>令和4年3月28日付で、消防団員の報酬及び消防団員の費用弁償に関する「さいたま市消防団条例」が改正され、令和4年4月1日より施行されている。</p> <p>内容は、消防団員の年額報酬の減額改訂と出動報酬（改正前は出動手当）の増額改訂である。</p>
	<p>● 広報活動等について</p> <p>令和3年に実施した「市民意識調査」の結果では、消防団の「存在を知らない」との回答が約43%あり、依然として消防団の認知度が低いことが伺える。</p> <p>消防団員の確保にあたり、市民との関係づくりが重要な要素となってくるが、そのステップは、①「認知（知ってもらう）」②「関心（興味を持ってもらう）」③「関与（行動してもらう）」であるため、消防団の重要性についての市民の認識を高めてもらうことを始めとして、SNSの活用を含めた様々な方法による幅広いPRを積極的に展開していく。</p>	<p>左記を継続的に実施している。</p>

【現状の問題点（意見 32）】

令和 4 年度から実行している計画であり、策定時から計画の実行に日々努力邁進している状況は見受けられた。

一方、監査対象年度である令和 4 年度は、計画実行後 1 年しか経過していないため、上表の「令和 4 年度における実施状況・進捗状況」の各項目に記載のとおり、計画策定当初から変更なく、進行中の計画が多い状況であるため、今後も引き続き、以下の事項にも留意して着実に計画を進めることが望まれる。

- 施設や車両、人員の整備計画などのように、定量的に KPI を設定することが比較的容易な計画ばかりではないことは承知しているが、そのような計画（消防団活動の PR や処遇改善のための取組み等）についても、例えば職員の行動計画を定量化するなど、極力 KPI を設定することが望ましい。

【現状の問題点（意見 33）】

消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い使命感のもとに活動している一方で、生業、生活の一部を犠牲に活動している側面もある。

また、消防団員の高齢化による退団者の増加に反して、新規入団者が思うように伸びないジレンマがある。

消防局では、このような状況のもと、消防団員のモチベーションを増加させる、あるいは新規入団者にとって魅力的である処遇の改善や、日々 PR 活動に尽力するなど、入団員の増加につながる活動を行っているが、さらに入団者数増加を促進し、消防団員のモチベーションを高めるための施策として、消防団員として必要なスキルや資格取得費用の助成等制度の導入についても一考の余地がないか検討願いたい。

3 最後に

今回の監査の過程で、いくつかの消防署にて実地監査を実施したが、頻繁に緊急通報のアナウンスが流れる中、監査対応をしていただきつつも、いざ、現場出動指令が発せられると、躊躇なく出動準備に取り掛かる姿勢を間近に触れることができ、日々の消防署員の消防活動や救急活動の重要性について改めて実感することができた。また、消防署員の活動を支援する消防局職員についても、消防署員が円滑に活動できるよう日夜創意工夫を積み重ねて支援していることも実感することができた。

このことを踏まえつつも、今後、消防行政がより円滑に機能し、住民サービスの向上に資するための一助として、今回の監査の過程で気づいた事項について「第4章 監査の結果及び意見」に結果や意見として記載している。意見や結果の中には、異なる事務事業ではあるが、今後消防局として取り組むべき共通の課題、あるいは局全体として取り組むべき課題も認識したところである。

この点について、以下取りまとめた。

(1) 消防局と消防署との指示報告の方法について

緊急対応等の有事への対応に消防局のリソースを集中させるためには、必要な事務作業であってもより効率的に実施する必要がある。

今回の監査の過程で、消防局と消防署の事務連絡や結果報告が紙で行われているケースや、Excel等のデータを使用しているもののコミュニケーションが、結果としてアナログに近い形で行われている事務があった（以下、該当する意見のタイトルを記載する。）。

- 特殊勤務手当の管理方法の統一化について【意見9】
- 定期的な消防局による進捗のモニタリングについて【意見14】
- 車両運行日誌について【意見16】

消防局と消防署の活動をより円滑にし、連携しやすい環境を構築するためにも、これらについては、例えば、消防局と消防署の共有フォルダを設けて、その中で報告を行ったり、報告を受けたデータを消防局がリアルタイムでモニタリングできるなどの環境を設定することが考えられる。

また、これらを行うに際しては、「情報管理システム」も有効活用できないかについても考慮すべきではないかと考えられる。「情報管理システム」は、各所管課室からの要望に基づき、随時システムの追加や改修が行われているため、監査意見として記載した上記3点に限らず、消防局と消防署のコミュニケーションをより円滑に行うために改善や工夫できる領域がないかを各所管課室や消防署から募集し、優先順位付けをして、システムの追加や改修を行っていくことも提案したい。

(2) 業務の優先順位付けと人員の適正配置について

「第4章 監査の結果及び意見 2 全般的事項 (2) 組織体制及び事務事業の合理化・規模の適正化」に記載のとおり、消防局で実施している様々な事務事業について、日夜尽力していることは十分に理解することができたものの、一方で、当該事務事業自体や、事務事業を実施するための組織体制の規模が過大又は過少ではないかと感じる面もあった。

限られた予算・限られた人員の中で、適切な規模の組織体制で、適切な規模の事務事業を実施するためには、前年踏襲ではなく、日々変化する社会環境を踏まえて、事務事業の重要性や事務の優先順位を見直し、当該規模に合った適正人員を配置することが必要であると感じた。

(3) その他

さいたま市に対する意見を構成するものではないが、「現在、全国の消防活動は、一部事務組合や広域連合で行われているものを除き、各市町村が単独で事務執行等を行っている。そのため、以下の調達案件についても自治体ごとの仕様となっている。」との担当課よりの説明を受けた。

- ・ 消防緊急情報システムの仕様
- ・ 消防車両の仕様
- ・ 装備品（消防被服等含む）の仕様

消防緊急情報システムについては、基本10年単位で業者を見直すこととなっているが、1秒たりともシステムを停止してはいけないことが参入障壁となっており、実質的に一度決定した業者からの変更は難しく、以降は競争原理の働かない発注となってしまう可能性がある。

消防車両や装備品についても自治体により仕様が微妙に異なるため、受託者サイドとしては大量生産や量産化が困難な状況となっており、そこに非効率や不経済が生じている可能性がある。

これらは、繰り返しになるがさいたま市独自で何とかできる問題ではないものの、消防関連調達の経済性、効率性の底上げのためにも、全国的に統一化が図られることが望まれる。